

# Doing business in Taiwan

2020 年度日本語版



pwc

資誠

# 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 所長あいさつ                  | 1  |
| 第 1 章 ビジネス環境            | 3  |
| 第 2 章 投資と設立             | 13 |
| 第 3 章 労働                | 21 |
| 第 4 章 会計・監査             | 31 |
| 第 5 章 法人税               | 39 |
| 第 6 章 個人所得税             | 51 |
| 第 7 章 間接税およびその他の税金      | 59 |
| How PwC Taiwan can help | 65 |

本ガイドは 2019 年 12 月時点の 情報に基づき作成されています。その後に更新された情報は含まれておりません。

本ガイドは、台湾でビジネスを行う際に影響を与える全ての論点や、特定の産業 / セクターに関連する特定の税および規制上の論点を網羅するものではありません。

本ガイドは、日常よく挙げられる疑問点に対して一般的にお答えするものです。本ガイドは、一般的なガイダンスとして作成されているため、実際の運用については専門家にお尋ねください。

# ご挨拶

この度は皆様からご好評をいただいている PwC の著書「Doing business in Taiwan」の新版をご紹介しますことを嬉しく思います。当書は、台湾でビジネスや台湾投資を行うにあたってのキーポイントを説明しています。

台湾は、アジア太平洋の中心に位置しており、様々な世界的なランキングにも示されているように、ビジネスを行うには同地域で最も競争力のある場所の一つです。また、中国や高度成長市場である東南アジアへの貿易や投資へのゲートウェイともなっています。

言語、地理、文化面において、台湾と中国の共通性を見逃すことはできません。また、台湾にはイノベーション力、強い製造力、台湾企業で構成されたアジアのサプライチェーンという利点もあります。そのため、台湾は多くの外国企業からアジア太平洋地域のベースやハブとして選択されています。

また、台湾には確立された産業クラスターと特別ゾーン、質の高い労働力、完備されたインフラネットワーク、強固な知的財産保護を伴う健全な法的枠組み、企業に優しい税制があり、投資者はこれらの恩恵を享受する事ができます。

さらに、台湾には豊かで多様な文化があり、外国人駐在員が安全、快適、友好的と思える生活環境があります。政府は継続的に外国人雇用規制の緩和策を打ち出しており、これは仕事や居住のために台湾を訪れる外国人人材の誘致に役立つはずです。

また、政府も規制緩和やその他の取り組みによる努力をもって、台湾への直接投資を後押ししています。例をあげると、投資についての事項を扱うさまざまな機関が InvesTaiwan の傘下にまとめられたことで、より良いサポートと投資プロセス全体を円滑に進められるようになりました。

当ガイドは、台湾でビジネスを行うにあたっての、設立から雇用問題、コンプライアンス、会計および税務要件といった一般的な事項に対する疑問にお答えするものです。台湾で初めてビジネスや投資を行う方の出発点となるにふさわしい内容となっているほか、すでに台湾で事業を行っている方にもお役立て頂ける内容となっています。

さらなる情報が必要な場合や、ご質問がある場合には、私たちのアドバイザーが随时お手伝いさせていただきます。私たちは長きにわたり、多国籍企業や投資家の皆様に対して台湾での拠点設立やビジネスを行うにあたっての手続き面や複雑さについてアドバイスを行ってまいりました。6 拠点で 3,000 名の経験豊富なプロフェッショナルスタッフが、皆様の様々な課題解決のお手伝いをさせていただきます。

PwC 台湾を代表し、本ガイドブックが少しでも皆様のお役に立てますことと、皆様の台湾でのご成功を願っています。



Joseph Chou  
周建宏

PwC 台湾、所長



# 第1章 ビジネス環境

|               |    |
|---------------|----|
| 土地、人、言語       | 5  |
| 歴史的背景         | 5  |
| 政府と政治構造       | 5  |
| 台湾と中国の関係      | 6  |
| マクロ経済プロフィール   | 6  |
| 国際貿易の概要       | 8  |
| 外国直接投資        | 9  |
| 外国ポートフォリオ投資   | 9  |
| 外国為替およびその他の規制 | 10 |
| 法律、規制、税制      | 10 |
| ビジネス紛争解決      | 12 |
| 知的財産権保護       | 12 |



台湾は正式には中華民国として知られており、アジア太平洋地域でビジネスを行うための重要なハブとなっています。

北東アジアの製造拠点とダイナミックな経済成長をみせている東南アジアの間という戦略的な立地にある台湾は、貿易や投資にとって非常に魅力的な市場と言えます。本章では一般的な台湾のビジネス環境をご紹介します。

## 土地、人、言語

台湾は太平洋の西部、中国の東南海岸から 180 キロの位置にあり、北の日本、南のフィリピンの中に位置している島国です。面積はオランダとほぼ同程度の約 36,000km<sup>2</sup> です。首都で最大の都市でもある台北は台湾の北部に位置しています。

台湾の人口は 2360 万人で、1 平方キロメートルあたり 652 人が暮らしており、世界で最も人口密度が高い国・地域トップ 20 位の一つにも数えられる人口過密地域でもあります。台湾は先住民と漢民族のほか、東南アジアやその他地域からの移民からなる多様な人々と民族で構成されています。

台湾の公用語は中国語です。それに加え、様々な民族が台湾語、客家語、また 16 の公式な先住民の言語のいずれかを日常的に話しています。英語能力の一般的なレベルは高くはないものの、政府は 2030 年までに台湾をバイリンガル国家とする計画を打ち出しています。

## 歴史的背景

台湾は 16 世紀まで、先住民が主に生活する、ほとんど無名の島でした。1540 年にポルトガルの船員が初めて台湾を目撃した際にフォルモサ島（美しい島）と名付けました。続いて 1600 年代初頭にはオランダとスペインの探検家が台湾に最初の交易拠点を作り、ヨーロッパによる植民地支配の時代が始まりました。

1642 年からはオランダが台湾を支配しましたが、20 年後、台湾を満州族の清政権に抵抗する軍事基地として使用した反乱軍の鄭成功により撃退されました。17 世紀には主に中国南東部か

ら多くの漢民族が移民し、流入は 1800 年代後半まで衰えることなく続きました。最終的に 1683 年に清に征服され、200 年の間、清王朝の一部として統治されることになりました。1887 年まで台湾は福建省の中の県でしたが、それ以降は台湾自体が一つの省となりました。日清戦争における清の敗北の結果、1895 年に下関条約により、台湾は日本に割譲され、清による台湾支配が幕を閉じました。

台湾は第二次世界大戦の終わりまで、植民地として日本に支配されました。その後中国南京の国民党が率いる中華民国（ROC）に引き渡されました。4 年後の 1949 年に国民党は国共内戦で共産主義者に敗れ、200 万人の難民とともに台湾に避難し、ROC 政権を台北に移転しました。

その後 50 年間、国民党は台湾の政治を独占支配しました。経済的には、この間台湾は急速な産業発展を遂げ、輸出大国となりました。さらに 1980 年代後半と 1990 年代に一連の政治改革および憲法改正により、台湾は完全な議会制民主主義に発展しました。

## 政府と政治構造

台湾は半大統領制であり、4 年ごとに国政選挙と地方選挙が開催されます。中央政府は総統府と五院（行政院、立法院、司法院、考試院、監察院）で構成され、政治権力のバランスの均衡を保っています。

総統は国家元首であり、直接選挙にて 4 年ごとに選出され、2 期まで務めることができます。総統は中央政府の政策決定機関である行政院（内閣）を率いる行政院長の指名権を有しています。行政院は、113 人の立法員からなる唯一の立法機関である立法院（議会）に報告義務を負います。各議会の任期は 4 年です。

いくつかの小規模な政党はあるものの、台湾の主要な政党は民進党と国民党です。2000 年から 2008 年まで政権の座にあった民進党は、2016 年 5 月の選挙で総統の座を得るとともに議会でも安定多数を獲得しました。さらに 2020 年 1 月の直近の立法委員選挙と総統選挙でも民進党と同党の蔡総統が勝利しました。

## 台湾と中国の関係

台湾と中国の関係は複雑です。1949 年以来、双方は別々に統治を行っていますが、中国は台湾を自らの主権領域の一部であり、必要に応じて武力による再統一も辞さないと主張し続けています。1987 年以降、兩岸関係は改善されており、経済関係は緊密になっているものの、いまだに時々緊張が高まり、台湾とビジネスをする企業や、台湾でビジネスを行う企業に政治的リスクをもたらしています。

中華人民共和国からの外交圧力のため、中華民国（台湾）を独立国家として認識している国はほとんどありません。そのため、台湾は南太平洋、アフリカおよびラテンアメリカを主としたわずか 15 の小国家としか正式な外交関係を有していません。それでも、アメリカや日本のような非外交的同盟国と、実質的な（非公式ではあるが）関係を有しています。またそれらの国のほとんどが台北に出先機関を保有しています。

前政権の国民党は中国との関係改善を優先していましたが、現政権の民進党はより中国を警戒しています。また同政権は 2016 年に中国政府の唱える「一つの中国」原則の受入を拒否したため、中国は公式に台湾との接触を停止し、台湾への圧力を強化しています。

## マクロ経済プロフィール

外交的孤立にもかかわらず、とりわけハイテク産業において台湾はその製造力および輸出力をもって世界経済の舞台で健闘しています。台湾は現在世界で 21 番目の経済規模であり、18 番目の物品輸出国となっています。台湾の先進的で解放された経済は、競争力とビジネスのしやすさを測るいくつかの国際ランキングにより裏打ちされています。

1950 年代以降、台湾は農業中心から、今では技術や知識集約産業へと発展してきました。これを支えるものとして発達した産業クラスターと保税区の分布があります。また中小企業は台湾経済のエンジンであり続け、大企業の生産と輸出をサポートするバリューチェーンの川上における重要な役割を果たしています。

台湾の先端技術産業は台湾経済の中核であり、また世界の電子サプライチェーンの重要な一部ですが、銀行、保険、化学、機械、金属、プラスチック、繊維といった産業もまた重要です。また、政府は今後の台湾の成長を牽引すべく、以下のような多数の産業の発展を推進しています。

この措置は台湾産業の再編と刷新を加速し、経済成長のための新たな原動力を与えるための政府の幅広い取り組みの一環です。経済を高付加価値、サービスおよびソリューション指向のビジネスモデルに変革することにより、イノベーションチェーンを前進させることに重点が置かれています。最近の政府による台湾の経済産業発展のための重点施策は以下の 3 つがあります。

「五加二」産業イノベーションプランはイノベーションや起業家を養成するためのアジアシリコンバレー計画、国防産業、バイオ医療、グリーンエネルギーとスマート機械の 5 つを優先分野と位置付け、それに新農業改革や循環型経済やその他の先進半導体や戦略サービス等の重要分野を付け加えたものです。アジアシリコンバレーの計画の中心は IoT、クラウド、ビッグデータ、AI などの新興テクノロジーです。

前瞻基礎建設計画は、台湾の長期的なインフラストラクチャーのニーズにより計画されました。2017 年 9 月から 2021 年 8 月まで、NT\$4,200 億の予算が輸送プロジェクト、水環境、グリーンエネルギーインフラ、デジタルインフラ（DIGI+ 計画に基づく）、都市部および農村部プロジェクト、児童保育施設、食品安全性、および人的資源といった 8 つのカテゴリーに適用されます。

ニューサウスバウンド政策は東南アジア諸国（ASEAN）および南アジア（インドを含む）、オーストラリアおよびニュージーランドとの包括的で相互に有益な開発のための台湾の対外経済戦略です。その目的は、貿易と投資、人材、リソース共有、および域内関係における二国間交流と協力を追求することです。

図表 1：数字で見る台湾経済

| 重要経済指標            | 2000   | 2005   | 2010   | 2014   | 2015   | 2016   | 2017   | 2018   |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実質 GDP 成長率 (%)    | 6.3    | 5.4    | 10.3   | 4.7    | 1.5    | 2.2    | 3.3    | 2.8    |
| GDP (10 億 US\$)   | 330.7  | 374.0  | 444.2  | 535.3  | 534.5  | 543.0  | 590.8  | 608.2  |
| 一人当たり GDP (US\$)  | 14,908 | 16,456 | 19,197 | 22,874 | 22,780 | 23,091 | 25,080 | 25,792 |
| 総輸出 (10 億 US\$)   | 151.9  | 199.8  | 277.4  | 319.4  | 284.4  | 279.2  | 313.5  | 334.0  |
| 総輸入 (10 億 US\$)   | 140.7  | 185.4  | 255.7  | 281.1  | 236.4  | 229.2  | 257.2  | 284.8  |
| 失業率 (%)           | 3.0    | 4.1    | 5.2    | 4.0    | 3.8    | 3.9    | 3.8    | 3.7    |
| 消費者物価上昇率 (%)      | 1.3    | 2.3    | 1.0    | 1.2    | -0.3   | 1.4    | 0.6    | 1.4    |
| 政策金利 (年率、年末時点)    | 4.6    | 2.3    | 1.6    | 1.9    | 1.6    | 1.4    | 1.4    | 1.4    |
| TW\$/US\$ 平均為替レート | 31.2   | 32.2   | 31.6   | 30.4   | 31.9   | 32.3   | 30.4   | 30.2   |
| 外貨準備 (10 億 US\$)  | 106.7  | 253.3  | 382.0  | 419.0  | 426.0  | 434.2  | 451.5  | 461.8  |

出所：国家發展委員会「TaiwanStatisticalDataBook2019」



## 台湾経済のハイライト

- 世界での経済規模 21 位
- 国際競争力 20 位
- 商品輸出 18 位
- グローバルエレクトロニクスサプライチェーンの不可欠な一部分
- WTO および APEC のメンバー

図表 2：台湾のビジネス環境ランキング

| 国際評価指数           | 2018-19 ランキング | 発表日              | 出所                                                                     |
|------------------|---------------|------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 世界銀行 ビジネスのしやすさ指数 | 190 か国中 15 位  | 2019 年 10 月 24 日 | <a href="http://www.doingbusiness.org">www.doingbusiness.org</a>       |
| WEF グローバル競争力指数   | 141 か国中 12 位  | 2019 年 10 月 8 日  | <a href="http://reports.weforum.org">http://reports.weforum.org</a>    |
| IMD 世界競争力指数      | 63 か国中 16 位   | 2019 年 5 月 28 日  | <a href="http://www.imd.org/wcc">www.imd.org/wcc</a>                   |
| TI 腐敗認識指数        | 180 か国中 31 位  | 2019 年 1 月 29 日  | <a href="http://www.transparency.org/cpi">www.transparency.org/cpi</a> |
| ヘリテージ経済自由指数      | 180 か国中 10 位  | 2019 年 1 月 25 日  | <a href="http://www.heritage.org/index">www.heritage.org/index</a>     |

## 国際貿易の概要

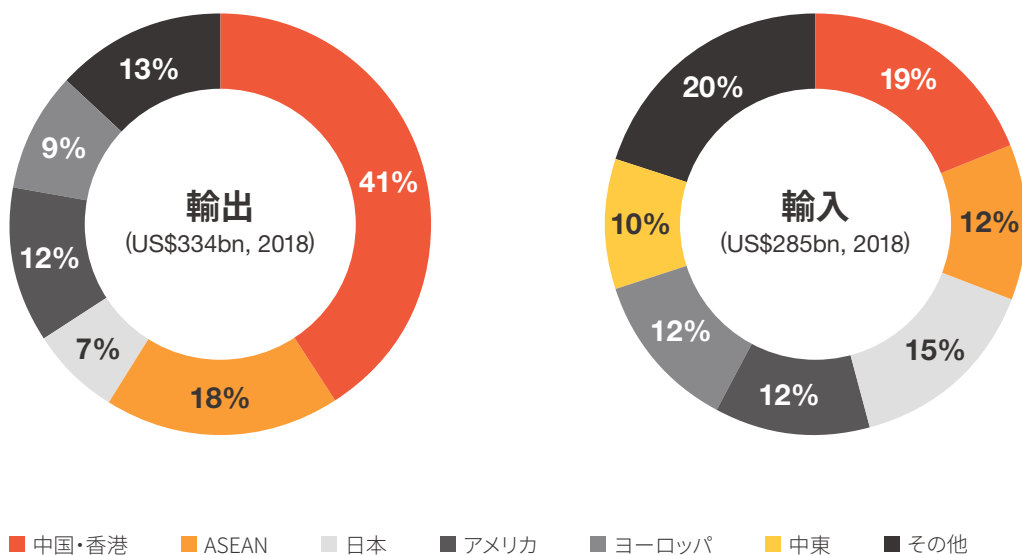
台湾の経済は国際貿易に大きく依存しており、貿易額は GDP の約 100% におよび、輸出が経済成長の原動力となっています。現在、台湾は世界で 18 番目の物品輸出国で、世界で 17 番目に大きい輸入国となっています。また、台湾の最大の貿易相手国は輸出の 40% 以上を占める中国（香港を含む）で、アセアン、アメリカ、日本、ヨーロッパと続いています。主な輸出品目は電子製品、機械、石油化学製品で、主な輸入商品は電気用品、原油、鉱物です。

台湾は「台湾、澎湖、金門、馬祖の独立関税地域」の名称で 2002 年に WTO に加盟しました。それに伴い、台湾はさらに世界経済への統合を深め、その市場は外国投資に対してますます解放され、競争が激化しています。また、WTO の情報技術と政府調達協定にも正式に加盟しています。なお、台湾はアジア太平洋経済協力会議（APEC）の正式会員でもあります。

輸出への依存度を考慮し、台湾は二国間および地域の貿易協定、特に 2018 年後半に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への参加を希望しています。台湾が自らを国際基準に合わせる努力を続けているにもかかわらず、その複雑な政治的地位が交渉を困難にしています。台湾は現在と以前の外交同盟国である 7 か国と自由貿易協定を結んでおり、中国、ニュージーランド、シンガポールとも経済協力協定を結んでいます。

アジア太平洋地域の中心に位置する台湾はその地理的優位性を活かして、地域間貿易および物流ハブとして自身を PR しており、自由貿易港区（FTZs）を中心に、法的規制緩和だけでなく関税および投資に関する優遇措置をインセンティブとして打ち出しています。台湾には現在、6 つの港と 1 つの空港団地区域の合計 7 つの自由貿易港区があり、当該区域で事業を営む外国企業は台湾企業と同じ待遇を受けることができます。

図表 3：台湾のトップ貿易相手



出所：国家発展委員会「TaiwanStatisticalDataBook2019Ministry of Finance, Annual External Trade Report in 2018.

## 外国直接投資

台湾は比較的小さな市場であるため外国投資家の関心を引き付けることは簡単ではありませんが、政府は台湾への投資を歓迎し、積極的に招致しています。2018年には、インバウンド投資家をより引き付け、よりよいサービスを提供するため、従来は様々な機関が担当していた投資関連の業務を InvesTaiwan の傘下に統合しました。

国防などの限られたセンシティブな分野を除き、外国人はほぼすべての産業に投資することが可能です。禁止業種や規制業種はネガティブリストにその詳細が記載されていますが、台湾の製造業の価値ベースの1%未満、サービス業の5%未満に限られています。また、台湾は中国からの直接投資も規制緩和し、ポジティブリストで管理をしています。

ポートフォリオ投資家を除き、すべての外国人投資家の台湾でのビジネス立ち上げや投資は経済部投資審議委員会（MOEAIC）の事前許可が必要となっています。この規制について2019年1月に改正案が示されましたが、その中では現在の事前承認から一定額以下の投資については事後登記の仕組みへ変更し、外国からの投資審査プロセスを簡素化することとされており、立法院での最終審議待ちとなっています。

外国人投資家は知的財産権を含む確固とした法的保護を享受しています。確固たる法規があるだけでなく、外資系会社は外国人投資条例および華僑回帰投資条例に基づいて台湾国内企業と同待遇となります。さらに台湾は相互直接投資の促進及び保護のため、日本と中国を含む32の国と相互投資協定を結んでいます。

台湾は、企業の投資を促進するために様々な税務上ならびに非税務上の優遇措置を提供しています。税務上の優遇措置は、主に産業創新条例に基づいています。また特定の地域（自由貿易港区を含む）および特定の産業（特にバイオ製薬）に対して特別な税制優遇を適用しています。台湾に地域統括や高度な研究開発センターを設立した多国籍企業にはその他優遇措置があります。

## 外国ポートフォリオ投資

台湾は、証券市場への外国ポートフォリオ投資も歓迎しており、外国人投資家は簡単な登録のみが必要です。台湾の株式と債券には、2層の市場があります。台湾証券取引所（TWSE）がメインの株式市場であり、証券店頭売買センター（TPEX）は小型、新興企業の株式や債券その他の金融商品が取引される第2の市場となっています。2018年末時点で、外国人投資家の株式保有比率はTWSEの時価総額の40%、TPEXの21.5%を占めています。

外国ポートフォリオ投資家は、台湾では外国機関投資家（FINIs）または外国個人投資家（FIDIs）に区分されます。TWSEに登録すれば台湾における外国ポートフォリオ投資に関する資金の流れは完全に自由です。特定の投資制限または投資の上限を除き、外国人投資家には基本的に投資の上限はありません。中国の適格国内機関投資家も台湾でのポートフォリオ投資は可能ですが、他国の投資家より厳しい制限があります。

台湾の新規株式公開（IPO）市場も外国の発行者に開放されています。本社所在国で株式を公開していない外国法人は、TWSEまたはTPEXの上場規制と要件を満たせば直接台湾市場で株式の新規公開を行う事が可能です。中国で設立された企業を除き、上場できない地域、業界はありません。また、すでに台湾政府が認可している外国の証券市場に上場している企業は、台湾預託証券（TDR）を発行する方法でTWSEやTPEXでセカンダリー上場する事ができます。

外国企業の台湾証券市場での上場のメリットは株価収益率の高さです。テクノロジー関連企業は通常ハイテク産業に詳しい地場投資家から高評価を得ることができます。さらにIPOとセカンダリー上場の際のコストもアジア各国の証券市場に比べて安いとされています。2018年末時点で、107社の外国企業が台湾にて上場しており、その多くは海外の台湾人投資家により支配されています。さらに18企業がTDRを発行しています。

## 外国為替およびその他の規制

台湾の通貨は新台幣ドル（NT\$ または TWD）で、台湾の中央銀行によって管理されています。取引制限通貨ではあるものの、外国為替管理は徐々に自由化されています。台湾での外国為替取引は認可された銀行支店を通じて処理され、市場レートに基づいて各銀行が提示する為替レートが適用されます。NT\$ は管理された変動金利システムと資本の下で変動しており、原則として、台湾の内外で自由に流通する事が可能です。

商品あるいはサービスに係る国際貿易、管轄官庁の承認を得た直接投資およびポートフォリオ投資に関する外国への送金に制限はありません。また個人で年間累計 US\$500 万、企業で年間累計 US\$5000 万を超過しない場合には、非貿易関連の送金についての事前許可は必要ありません。所得の分配、キャピタルゲイン、配当金、ロイヤリティ、マネージメントフィー、その他投資収益はいつでも海外に送金が可能です。

さらに、外国人投資家は、台湾のマネーロンダリング防止法（AML）およびテロ資金供与対策（CTF）の法規制に留意する必要があります。2017～2018 年に台湾は金融活動作業部会の世界標準に達するよう、AML と CTF 政策を強化しました。最新の変更により、マネーロンダリング活動に対抗するために、金融機関およびその他の機関により厳しい要件が課せられました。2018 年にアジア太平洋マネー・ローンダリング対策グループは、台湾の AML/CTF システムがうまく機能していると評価しました。

金融機関および指定された非金融企業または専門家（会計士を含む）は顧客のデューデリジェンスを実施し、顧客と実質所有者の身元を確認する必要があります。さらにこれらの業者は、一定の金額を超える取引や疑わしい取引を記録し、エグモントグループの一員である法務部のマネーロンダリング防止部門に報告する義務があります。

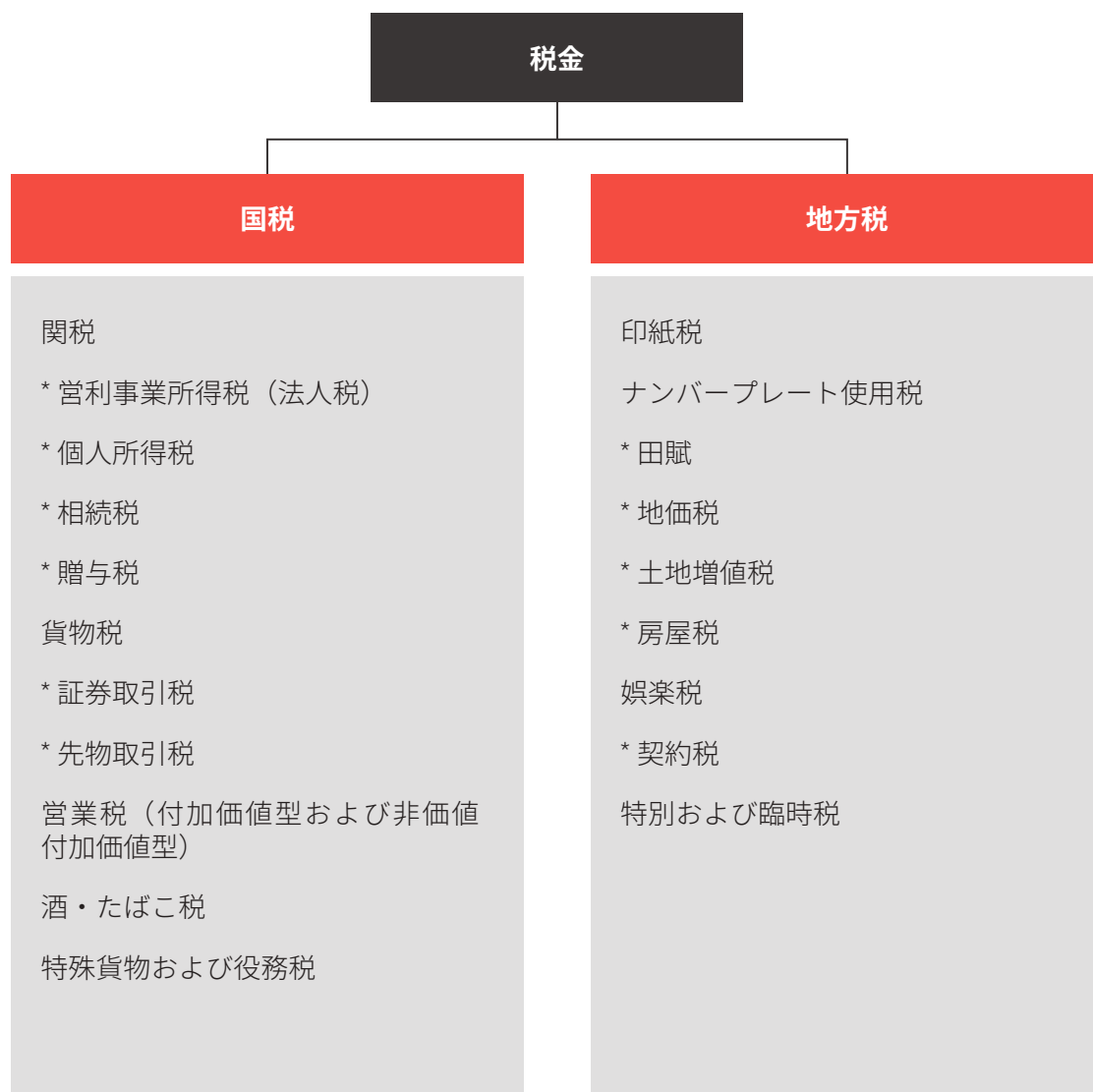
## 法律、規制、税制

台湾は制定法主義であり、司法は一般に、独立した公平なものと認識されています。司法院は中央政府の五院の一つで、台湾における司法の最高機関です。台湾の裁判制度は司法院の管轄で、刑事事件、民事事件、行政事件があり、裁判官が判決を下します。刑事および民事訴訟は地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所の三審制で、知的財産権裁判所が知的財産権関連の案件を扱います。行政法に関連する裁判は、行政裁判所で審理されます。

台湾の規制制度は透明性があり、国際的規範に一貫していると一般的にみなされています。政府省庁は通常、ビジネス関連の法案を審査と初期承認のため行政院に提出します。その後、法案はさらなる精査と最終承認のため立法院に送られます。すべての法案と規制はパブリックコメントを収集する期間と事前通知期間を設ける必要があります。外国人投資家の利益に関する規制変更は通常、台湾の外国商工会にコメントを求めています。

台湾の税制は企業に優しいものとなっており、2019 年の世界銀行の納税しやすさランキングでは 190 の経済圏のうち 39 位でした。財政部（MOF）国税局は租税の政策と徴収を監督しています。また関税局は関税関係を担当しています。税金は国税と地方税に分けられ、直接税と間接税が含まれます。国税は MOF 下の 5 つの国税局が徴収し、地方税は該当の地方政府の税務局または租税徴収所が徴収します。

図表 4：台湾税制の概要



\* 直接税

出所：財政部「Guide To ROC Taxes 2019」

## ビジネス紛争解決

台湾における外資系企業の大多数が運営に成功しているとはいえ、商業紛争や投資紛争も起こり得ます。通常これらの紛争は、内国民待遇原則または二国間投資協定に基づき、台湾の法令に準拠して処理され、裁判所が最終的な裁定機関となります。台湾外裁判所の判決を台湾で適用したい場合は、相手国と相互の保証があれば可能です。外国の確定判決に基づく強制執行は、台湾の裁判所に執行許可を求めて提訴し、許可されたときに限り認められます。

仲裁は、代替的な紛争解決のための手段であり、台湾では仲裁法にて規定されています。仲裁法は、国際連合国際商取引法委員会のモデル法に準拠しています。中華民国仲裁協会（CAA）が最もよく使われる仲裁機関です。同協会は中国を含む世界の仲裁機関と30の協力協定を締結しています。また同協会は2018年12月には香港に初の海外拠点を登録するなど、台湾外でのサービスを拡充してきています。

仲裁においては、紛争当事者は適用法、手続の規則、言語、仲裁機関、仲裁地、審問の時期、および仲裁裁定を行うための期限の延長などをお互いの合意で決めることができます。台湾内での仲裁判断は、紛争当事者に対し強制力を持ち、裁判所による最終的な確定判決と同様の法的効力を持ちます。台湾外での仲裁判断は、台湾の裁判所において裁定認定の申立てが受理されてはじめて、強制力があるものとして扱われます。

## 知的財産権保護

近年、台湾の知的財産権保護に関する法体系は大きく進展しました。著作権、特許権、商標権および営業秘密に関する法律の幅広い改正により、知的財産権保護およびその権利行使の枠組みが強化されました。デジタル時代への適合のために、著作権法の大幅改正が予定されており、現在、立法のための審査を受けています。これらのさまざまな強化を受けて、2019年には米国商工会議所国際IPインデックスで、台湾は優れた知的財産環境の第20位になりました。

台湾は世界知的所有権機関のメンバーではないものの、ベルヌ条約および知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）をはじめとした、知的財産権に関連する重要な国際協定に従っています。知的財産権所有者のための法的保護は、著作権法、専利法、商標法、集積回路の回路配置保護法および営業秘密法において提供されています。知的財産局（TIPO）は、知的財産権関連の業務を職責とする中央政府の組織です。知的財産権紛争は、知的財産裁判所で取り扱われています。

知的財産権保護体制を強化するほか、台湾は2010年に中国と知的財産権協定を締結し、知的財産権に関する国際協力にも努めています。さらに最近では台湾は知的財産権保護およびその権利行使の2国間MOUを2017年にアメリカと、2018年にEUと締結しています。またこれまで、アメリカ、日本、スペイン、韓国、ポーランド、カナダの6か国と特許審査ハイウェイ協定を締結し、実施中です。これらの制度で特許権の審査プロセスを加速する事が可能となります。

# 第 2 章

## 投資と設立

|               |    |
|---------------|----|
| 外国からの投資に関する政策 | 15 |
| 事業形態          | 16 |
| 登記プロセス        | 18 |
| M&A           | 20 |
| 企業結合の管理       | 20 |



台湾政府は外国投資を歓迎しており、サポート体制を整えています。申請と登記の手続きは官僚的な部分もありますが、事業の立ち上げや台湾への投資は比較的簡単です。この章では、台湾に拠点を作る際や、M&Aを通じて台湾で事業拡大する際の、外国投資家の主な考慮事項に焦点をあてています。

## 外国からの投資に関する政策

台湾の外国人による直接投資に関する規制は主に外国人投資条例と華僑投資条例に定められています。これらの法律により外国人投資家は、会社登記を進める前に、外国からの投資に関する中央管轄官庁である経済部の投資審議委員会に申請し、承認を得る必要があります。加工輸出区や科学園區への外国人による投資はそれぞれの管理組織による承認を得ることになります。

### 外国からの投資に関する規制

外国法人は台湾に会社を設立して事業を営む権利を有し、いくつかの領域を除き、あらゆる形態の商業活動に従事する事が可能です。外国人による投資が禁止または制限されている業種は、外国投資ネガティブリストに指定されています。禁止・制限業種には公益事業、電力供給、天然ガス、郵便、通信、マスメディア、空運、海運等があります。さらに、通信、ワイヤレス、テレビ放送、および航空などの特定のセクターについては、外国人による保有について制限があります。

中華人民共和国（中国）の投資家には、上記とは別の規定が適用されます。台湾は全体の3分の2にあたる業種を中国の投資家に開放していますが、ポジティブリストにある事業にのみ投資可能であり、投資申請は厳しい審査を受けます。さらに、他国からの投資申請者は、予定の投資について中国人投資家が30%以上の所有権を保有せず、会社の経営支配をしない旨の声明書を提供する必要があります。

### 投資の審査と許可

経済部のウェブサイトには、外国人による投資の許可を得るための法律、規制や申請必要書類が記載されています。申請には投資者のID（登記簿等）、投資および事業の計画、および投資資金の送金を証明する文書が必要です。申請審査プロセスにより、台湾の規制当局は、所有権、ストラクチャー、もしくはその他の要素に関する懸念を和らげるため、投資に条件を付ける可能性があります。また、審査は中国を含む不明確な資金源による投資を検出するという目的もあります。

経済部のガイダンスによると、特に制限のない、資本額がNT\$5億以下の投資については、審査期間は2日から4日とされています。また、資本額がNT\$5億からNT\$15億であれば3日から5日を要します。一方、投資制限のある業種や、資本額がNT\$15億以上の投資、もしくは合併、買収、分割の場合は、審査には10日から20日ほどを要すると共に、他の関連管轄官庁による審査も行われます。また、クロスボーダー M&A や、その他特殊要素がある投資案件の場合には、およそ20日から30日を要します。

2019年1月、行政院は外国人投資条例等の改正草案を提出しました。これは、既存の事前承認審査プロセスを一定の基準額（今のところUS\$100万と設定）以下の場合、事後報告システムに置き換えることを意図しています。基準額を超える投資、制限業種に対する高比率の出資、外国政府による投資、もしくは国連制裁地域からの投資については、引き続き事前承認が必要です。当該変更は、最終的な立法過程と承認を経て公布されることとなります。

## 事業形態

ほとんどの外国企業は現地のエージェントまたは代理店を利用して台湾市場での最初の足場を得ます。市場規模が保証されれば、外国企業は正式な運営拠点設立の検討を始めます。台湾法で許可されている形態は、現地法人、支店または駐在員事務所です。また、起業家は、台湾での事業を行うために、単独の事業体または何らかのパートナーシップの形態を選択できます。近年の会社法の重要な変更により、新興企業の所有者には資金調達や投資家募集についてより幅広い選択肢がもたらされています。

### 現地法人

台湾の会社には合名会社、合資会社、有限会社、そして株式会社の4種の会社形態があります。初期段階の企業に経営と資金調達の柔軟性を与えることを目的とした閉鎖性株式会社と呼ばれる新しい会社形態も2015年に導入されました。実務上、外国企業が台湾で子会社または合併会社の設立を計画する際、多くの会社が有限会社もしくは株式会社形態を選択しています。

有限会社には1人以上の社員（個人、法人ともに可）および1人以上の取締役が必要であり、株式会社には2人以上の個人株主または1人以上の法人株主、1人以上の取締役が必要です。台湾現地法人の取締役には基本的に国籍や居住の制限はありません。

特定の業種を除き、台湾の会社には最低資本金制度がありませんが、実務上、資本金は会社設立費用を十分に補える額である必要があります。資本金は、会計士の出資審査を受けなければなりません。会社が設立から1年以内に外国人専門職を雇用したい場合、労働部の就労許可の要件により資本金は一般に最低NT\$500万必要となります。経済移民に関して提案された法案が承認された場合、特定の業界の雇用主に対し、この資本要件が緩和されることとなります。

### 支店

外国企業は支店を設立して台湾で事業をおこなう事も可能です。支店は現地法人と同じ権利および義務を有していますが、本店から独立した法人ではなく、本店は支店債務の履行義務を負います。支店には株主、取締役や監査役は存在しません。会社は1人の台湾における代表者および1人の支店長を指名しなければならず、同一人物でも別人物でもよく、また台湾人でも外国人でもかまいません。支店には最低登録運営資金の要件はありませんが、支店設立前に本社は十分な額の資金を送金する必要があります。台湾の支店がその設立初年度に外国人を雇用する場合には、現地法人と同様に最低NT\$500万の登録運営資金が必要となります。

税務上は現地法人と支店とでは若干の差異があります。現地法人も支店もその利益は台湾の法人税（現在20%）の課税対象となりますが、未処分利益に対する5%の課税は現地法人にのみ適用され、支店への適用はありません。また、現地法人が外国株主に配当金を支払う際には21%（租税協定の適用がない場合）の源泉税が課されることとなりますが、支店の税引後利益を外国本社に送金する際には源泉税はかかりません。

### 駐在員事務所

駐在員事務所は、現地法人や支店と比べて簡単に設立できますが、行える活動は非常に制限されています。駐在員事務所は外国の本社のための連絡窓口を務めることはできますが、商行為を直接行う事や、商取引の当事者となる事はできません。得意先や仕入先の連絡窓口としての機能を負っている駐在員事務所が多くみられます。台湾における代表者を登記するのみで良く、台湾人でも外国人でも構いません。また資本金に関する要件もありません。駐在員事務所は一般的に小規模で従業員数も少なく、関係する税目もあまり多くありません。

図表 5：現地法人（有限会社）、支店および駐在員事務所の比較

|               | 現地法人（有限会社）                  | 支店                         | 駐在員事務所          |
|---------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------|
| できる行為         | 一般貿易、販売及び製造                 | 一般貿易、販売及び製造                | 法的行為と連絡行為       |
| 法人税           | 20%                         | 20%                        | 不適用             |
| 利益送金          | 21% の源泉税                    | なし                         | 不適用             |
| 産業創新条例による租税優遇 | 適用                          | 不適用                        | 不適用             |
| 株主か本店の債務履行範囲  | 出資額を限度とする責任                 | 支店の債務に対して本店が履行責任           | 支店と同様           |
| 株主もしくは代表者の要件  | 1 名以上の個人または法人株主 *           | 台湾における代表者と支店長の登録が必要        | 台湾における代表者の登録が必要 |
| 取締役要件         | 少なくとも 1 名                   | 不適用                        | 不適用             |
| 監査役要件         | 不要 *                        | 不適用                        | 不適用             |
| 最低資本金         | 最低資本金制度なし。<br>会計士による証明が必要 ^ | 最低運営資金なし。<br>会計士による証明が必要 ^ | 不適用             |
| 資金源           | 現金<br>資本剰余金や利益剰余金の資本振替      | 運営資金は外国の本店より送金される必要あり      | 不適用             |
| 法人税申告         | 必要                          | 必要                         | 不適用             |

\* 株式会社の場合は、最低 2 人の個人株主または 1 人の法人株主が必要であり、株主が法人 1 社の場合を除き、1 名以上の監査役が必要です。

^ 特別な許可または承認を必要とする活動に従事する場合、または外国人を雇用する場合、当局はより高い資本要件を設定することがあります。

出典：InvesTaiwanWeb サイト (<https://investtaiwan.nat.gov.tw>)。

## 登記プロセス

台湾の經濟部と地方政府は両方とも会社登記事項を扱っています。投資家が選択した形態に応じて異なる手順が適用されます。次頁のフローチャートは、台湾での現地法人と支店の設立登記プロセスを表しています。必要な資料を期限内に提出を行えば、4週間から8週間程度で設立プロセスが完了します。

InvesTaiwan のウェブサイト上には登記プロセス全般のガイダンスが掲載されています。台湾での現地法人もしくは支店の設立では中国語名と営業項目の予備調査と保留；外国人投資許可；資本金の送金と審査；会社もしくは支店登記；税籍登記；その他必要に応じた各種手続きの順に進みます。会社が特別な、あるいは規制された業種に投資をする場合には、関連管轄官庁からの必要な許可や認可を取得するために、さらに多くの時間を要することになります。

經濟部は近年、登記プロセスを改善するための措置を講じており、その結果、世界銀行により、台湾は事業の立ち上げの容易さで世界のトップ21にランクされています。たとえば、ワンストップのオンライン申請プラットフォームの導入により、台湾で中小規模の有限会社を合法的に設立し、正式に運営できるようになるまでの手続きの数と各手続きに要する時間が短縮されました。

さらに、2018年の会社法改正により、外国企業に対する認許制度が廃止されました。会社が本国にて正式に設立されている限り、台湾当局は、申請・認可手続きなしで自動的に承認するようになりました。さらに、外国企業は現在、中国名に加えて英語で社名を登録し、台湾でその名前を使用する排他的権利を享受することができます。

## 会社登記

經濟部から外国人投資許可を取得後、投資家は投資資金を送金し、その審査を申請し、会社登記申請を提出することになります。これは、オンラインまたは関連機関で直接行うことができます。投資家は税籍登記、労働保険、全民健康保険、退職金の申請を同時に行うことができます。

初期投資額が NT\$5 億以上の資本金の企業の場合、登記の管轄は經濟部商業司です。初期投資額が NT\$5 億未満の場合、新会社の事業の場所に依拠して、地方自治体当局または經濟部中部オフィスが登記を管轄します。設立する会社が加工輸出区、科学園區、または自由貿易港区にある場合、投資家は各保税區の管理事務所に直接申請する必要があります。

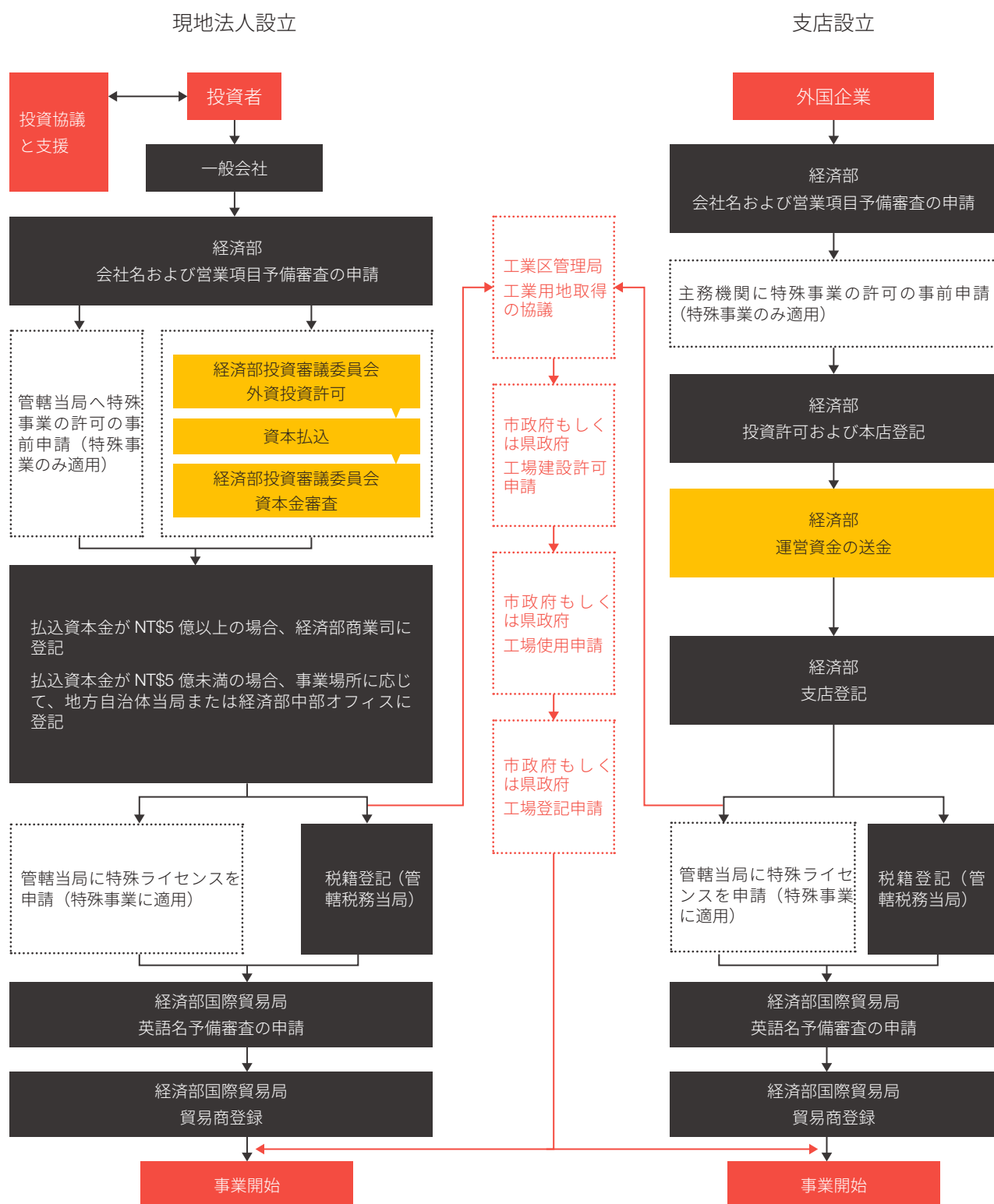
## 支店登記

台湾支店を設立するためには、以前は外国会社が最初に認許を取得する必要がありましたが、この制度は廃止されました。現在は經濟部またはその他の関連行政機関に支店の登記申請を提出することで足りります。

## 駐在員事務所登記

台湾で駐在員事務所を設立するには、外国企業はまず經濟部に台湾における代表者を登記するための申請書を提出し、その許可を取得する必要があります。その後、税籍番号を現地の税務署に申請する必要があります。

図表 6：会社および支店の登記プロセス



出所：InvesTaiwan website (<https://investtaiwan.nat.gov.tw>).

## M&A

外国企業は、既存の現地企業と合併、あるいは現地企業を買収することにより、台湾でのビジネスを確立することもできます。台湾での M&A には、いくつかの法律と規制が適用されます。企業合併法は M&A 取引に関する主要な法律であり、一方、会社法および証券取引法（公開会社に適用）はより一般的な法律であり、M&A にも一部関連します。金融機関が関与する M&A には金融機関合併法および金融持株会社法も適用されます。

M&A 取引の審査と承認の主な管轄官庁は經濟部投資審議委員会であり、金融機関および公開会社が関与する M&A の場合には金融管理監督委員会の管轄となります。公正取引委員会は、公正な競争環境の維持に責任を負います。また、M&A ターゲットが特別な営業許可を保持している場合、その管轄当局による取引の確認が要求されることがあります。外国企業による台湾企業との合併や台湾企業を買収は、持分の取得または新会社の設立の前に事前許可を取得する必要があります。

### 一般事業者の M&A

企業合併法は、合併、買収、および分割について定めています。同法では、さまざまな M&A 取引が認められていますが、台湾で最も一般的なのは、株式買収、資産買収、合併や株式交換です。事業再編を促進し、業務効率を高めるため、M&A 関連法では、一定の条件を満たす取引に対して、さまざまな取引税の免除や繰延を含む税制上の優遇措置を提供しています。

### 金融機関の M&A

金融機関合併法は、銀行、保険会社、証券会社、その他の金融機関が別の金融機関を買収したり、別の金融機関と合併したりすることを容認しています。金融持株会社法により、台湾内の金融機関が他の金融機関と合併、あるいは買収する目的で金融持株会社を設立することが許容されています。金融機関の M&A を奨励する新しいルールが 2018 年後半に発効し、民間金融機関が別の民間金融機関を買収する場合の公開買い付けは、以前は 25% からでしたが、現在は 10% からできるようになりました。

## 企業結合の管理

公正取引法は、合併や買収を含む反競争的で不正な取引慣行を規制しており、公正取引委員会は台湾における企業結合を管理する組織です。公正取引法は、一般的な M&A 取引を含む広範囲の企業結合取引において、ある一定基準を満たす場合に FTC に事前届出を提出することを企業結合当事者に要求しています。公正取引委員会は、提案されている企業結合取引を審査し、必要に応じて禁止したり、条件を課したりできます。

以下の 3 つのうちのいずれかが当てはまる場合、公正取引委員会への事前届出が必要です。

- ・ 結合当事者のうち 1 企業の台湾における市場シェアが 4 分の 1 以上の場合
- ・ 結合の結果、市場シェアが 3 分の 1 に達する場合
- ・ 結合当事者のいずれかの企業の前年度売上高が公正取引委員会の定める基準額を超える場合

提出期限は特に定めはありませんが、通知は結合完了の少なくとも 30 日前までに行う必要があります。提出の不履行に対する罰則には、罰金および結合停止または売却命令が含まれます。結合届出と関連するすべての資料提出がされてから 30 日以内に公正取引委員会から異議が示されない場合には、結合当事者は結合を進めることができます。公正取引委員会が必要と判断した場合、その審査期間である 30 日を短縮または延長できますが、延長期間は 60 日を超えることはできません。

上記の基準のいずれかを満たす外国企業同士の企業結合も、影響を受ける市場の地理的所在地に関係なく、台湾の結合規制の対象となります。結合に参加する企業の全世界売上高を考慮し、基準額に達しているか否かを判断する必要があります。届出を受領したのち、公正取引委員会は、その裁量により、台湾外での企業結合に関して管轄権を行使しないという決定を下すこともあります。台湾市場への影響は、企業結合を許可するかどうかを決定する際に公正取引委員会が考慮する要素の一つにすぎません。

# 第 3 章

## 労働

|           |    |
|-----------|----|
| 労働条件      | 23 |
| 社会保険料     | 26 |
| 退職制度      | 27 |
| 解雇と解雇手当   | 28 |
| 労使関係と労働組合 | 29 |
| 外国人の雇用    | 30 |



台湾には雇用者と労働者の基本的な権利義務を定めている包括的な労働法制度が存在します。過去数年、台湾の雇用環境には大きな変化がありました。その中でも最も顕著だったのは稼働週の構造の改訂でした。本章では、台湾での雇用に関連する主要な法的要求事項について概要を説明します。

## 労働条件

台湾における雇用法の基礎となっているのは労働基準法（以下、労基法という）で、同法は雇用者が最低限満たすべき退職金、解雇手当を含んだ最低限の労働条件や従業員給付について定めています。労基法は、一部例外を除いてあらゆる業種と職種に適用され、外国人を含むほとんどの労働者を対象としています。

労働部と地方の労働局は労基法とその関連法の運用を行っています。また、労働部とその権限移譲を受けた地方機関は、職場環境の検査を行う職責を負っています。検査対象は、健康と安全、労働保険、従業員福利金、外国人労働者の雇用などです。

## 雇用契約と就業規則

口頭による雇用契約も認められているものの、実務上は書面による雇用契約の締結が一般的かつ好ましく、特定の指定がない限りはほとんど無期契約です。また、契約書の言語は双方の合意により中国語、英語あるいはその他の言語とすることも可能です。雇用契約は雇用に関する特定の基本条項を含める必要があり、労働者の合意なしに雇用者から一方的に修正することはできません。

30人以上の労働者がいる雇用者は、企業内での雇用条件の詳細を記述した就業規則の作成および届出を行う必要があります。これらは一般的に労働者の同意を必要としませんが、特定の事柄には、労働組合もしくは労使会議からの個別の同意が必要になる場合があります。なお、就業規則が労基法に準拠している限り、雇用契約の一部とすることも可能です。

## 勤務時間と残業ルール

台湾は2016年に週休二日制を採用し、通常労働時間は原則として1日8時間以内、1週間で最長40時間となっています。また、7日ごとに1日の法定休日と1日の休息日を与えなければなりません。しかし、厳格な週休二日制度に対して、

雇用者と労働者双方による抗議に促され、2018年にさらに柔軟性を持たせた形に労基法が修正されました。

「一例一休（1日の法定休日と1日の休息日）」は、特定の産業において、許可を得れば週ごとの法定休日を動かすことができるように緩和されました。また、時間外労働は原則として1日あたり4時間までですが、1か月当たりの時間外労働時間の上限は同意を得れば46時間から54時間に延長できるようになりました。ただし、3か月ごとの時間外労働時間の上限は138時間を超過することはできません。

## 報酬、賞与、手当

台湾には最低賃金制度がありすべての業種に適用されています。労働者への支給額は労働部によって組織される最低賃金審査委員会で定期的に審議、改定される最低賃金を下回ってはなりません。2020年1月から最低賃金が引き上げられ、NT\$23,800/月（従来NT\$23,100）、NT\$158/時間（従来NT\$150）となりました。

通常の時間外労働手当は、時間外労働が2時間以内の場合、時間当たり賃金に加えてその3分の1以上、2時間を超え4時間以内の場合、時間当たり賃金に加えてその3分の2以上を加算しなくてはなりません。祝日や年次有給休暇の労働は1日当たりの賃金の他に、さらに同額を支給します。また休息日の労働は、最初の2時間は通常の1時間当たり賃金の3分の1以上、2時間を超え8時間以内については通常の1時間当たり賃金の3分の2以上となります。また、労働者は時間外労働手当の代わりに代休を取得する事が可能です。

必須ではないものの、台湾では、契約に基づくか、もしくは任意による従業員への賞与の支給が一般的です。年間賞与として春節休暇の前に1～2か月分の給与が支給されるのが一般的です。会社法では「従業員報酬」について定められており、会社は当年度の税引前利益に対する一定額または一定比率で従業員報酬を分配しなくてはならず、当該金額や比率を定款に記載しなければなりません。

労働者福利金は労働者を50人以上を雇用する会社に対し、労働者の福利事業を行うために積み立てが義務付けられており、その管理および運用のため、労働者福利委員会の設置が義務付けられています。

### 年次有給休暇および祝日

年次有給休暇の日数は、同じ雇用者の下での勤務年数により決定されます。法定の年次有給休暇日数は以下の表の通りです。期限内に消化されなかった年次有給休暇は、労働者の同意があれば、翌年に繰り越すことができ、その延期された年度内または雇用の終了時まで消化されなかった日数相当については、雇用者は賃金支給しなくてはなりません。

さらに、労働者は労基法と施行細則に定められた台湾の祝日についても有給での休暇が与えられます。台湾には年に12日の祝日があります（次表を参照）。ほとんどの一般事業会社においては、雇用者は行政院人事行政局が公表する公的機関・学校向けのカレンダーに従っています。

図表 7：年次有給休暇

| 勤続年数         | 休暇日数       |
|--------------|------------|
| 6 か月以上 1 年未満 | 3 日        |
| 1 年以上 2 年未満  | 7 日        |
| 2 年以上 3 年未満  | 10 日       |
| 3 年以上 5 年未満  | 14 日       |
| 5 年以上 10 年未満 | 15 日       |
| 10 年以上 *     | 16 日～ 30 日 |

\*10年以上の勤続者には1年ごとに1日追加され、最高で30日。

図表 8：国定休暇

| 休暇名       | 日付               |
|-----------|------------------|
| 中華民国開国記念日 | 1 月 1 日          |
| 旧暦大晦日     | 旧暦の大晦日           |
| 春節        | 旧暦 1 月 1 日から 3 日 |
| 和平記念日     | 2 月 28 日         |
| 児童節       | 4 月 4 日          |
| 民族掃墓節     | 旧暦清明節の日          |
| 労働節       | 5 月 1 日          |
| 端午節       | 旧暦 5 月 5 日       |
| 中秋節       | 旧暦 8 月 15 日      |
| 国慶日       | 10 月 10 日        |

### 普通傷病休暇とその他の休暇

入院を伴わない疾病および怪我の場合は 1 年に 30 日まで、入院を伴う場合は 1 年まで給与半額で疾病休暇を取得できます。傷病休暇は、2 年間で 12 か月が上限です。女性労働者はさらに年間 3 日の生理休暇を通常の 30 日の普通傷病休暇に上乗せして取得が可能です。

さらに労働者は以下のような特別な状況がある場合、有給もしくは無休で休暇を取得する事ができます。通常通りに賃金が支払われる休暇には、結婚休暇 (8 日)、忌引休暇 (続柄により 3 ～ 8 日)、その他法律上認められている休暇 (例：兵役) があります。そのほか、労働者は無給で年間最大 14 日間の自己都合休暇の取得が可能です。

## 出産休暇および保育

妊娠中の労働者は5日間の有給出産前検診休暇、および8週間の有給出産休暇の取得が可能で、雇用期間が6か月未満の場合には支給額は半額となります。配偶者は5日間の有給出産付き添い休暇の取得が可能です。また、勤務半年以上の従業員は無給育児休暇を子供が3歳になるまでの間に最長で2年まで取得する事ができます。

性別就業平等法では授乳時間および保育措置についても定められています。100人以上の労働者がいる雇用者は保育施設の設置あるいは適切な保育サービスの提供が要求されています。2歳以下の乳児を持つ女性労働者には1日に60分まで、そして残業を1時間以上するときは、追加で30分の授乳（搾乳）のための休憩が認められます。

## 差別の防止

就業服務法は職場での差別防止について、多くの規定を定めています。性別就業平等法は、性別または性的指向に基づく雇用のあらゆる側面での差別を禁止しています。さらにセクハラ防止についても定められおり、30人以上の従業員を持つ企業は、セクシャルハラスメントの防止と是正措置に関するガイドラインを策定し、職場に掲示しなければなりません。

障害者権利保護法は障害者に対する差別を禁止しています。67人以上の労働者を雇用する民間企業の雇用者は、少なくとも1名以上または全従業員の少なくとも1%にあたる人数の障害者を雇用しなくてはなりません。雇用者がこの要求人数の雇用をしていない場合は、不足人数に対する月次最低賃金額を地域の障害者雇用基金へ拠出することが義務づけられています。

## 従業員の個人情報保護

台湾での個人データの収集と使用については、主に個人資料保護法に規定されており、従業員の個人情報の収集、処理そして利用は、特定の目的にのみ限定されています。また従業員の個人データ収集に先立って、当該従業員にその使用目的と個人資料保護法上の権利について通知しなくてはなりません。

従業員は雇用者が所有する本人の個人情報のコピーを取得する権利を有します。一般的に、雇用者は情報を保持する特定の目的が存在するか、保持期間が有効な限りは従業員の個人情報を保持する事ができます。個人資料保護法により、雇用者が従業員の個人情報保護を怠るとペナルティを受けることがあります。

## 健康と安全の義務

職業安全衛生法は一部例外を除く全産業と全従業員に適用され、雇用者が安全な職場環境を提供できるように様々な義務を課しています。雇用者は自社の規模や特性に応じて安全衛生管理計画を策定し、安全衛生の管理を実行する必要があります。

過労文化への打開策として、職業安全衛生法は雇用者に慢性的な過労や従業員による長期の反復作業に対する予防措置をとるように要求しています。50人以上の労働者を有する会社は、例えば従業員の健康管理および健康増進のようなヘルスチェックを実施する医療スタッフを、契約もしくは雇用する必要があります。

## 社会保険料

台湾の社会保障制度にはさまざまなものがありますが、主なものは労働者保険（失業保険を含む）と全民健康保険です。雇用者と被雇用者は給与に基づき、これらの強制加入の制度においてそれぞれ拠出が求められます。

### 労働者保険・失業保険

一般的に、5人以上の従業員がいる組織は労働者保険への加入が必要ですが、より小規模な組織でも任意加入が可能です。業務上・非業務上の傷病に対する給付金を提供しており、病気、怪我、障害、老年、死亡に対する給付があります。

労働者保険の保険料は標準報酬月額（最高 NT\$45,800）に基づき計算され、現在の保険料率は 10% です。また雇用者、従業員、政府がそれぞれ保険料の 70%、20%、10% を負担します。さらに、雇用者は労働災害保険として、業種に応じ被雇用者の月給の 0.11% から 0.96% の保険料を支払う必要があります。

失業保険制度は自己都合以外の失業者を給付対象としています。保険料は現在 1% に設定されており、雇用者 70%、従業員 20%、政府 10% の割合で負担します。労働者保険と失業保険の両方が適用される場合は両保険料が同時に徴収されます。

図表 9：労働者保険および失業保険料の計算

| 月額保険料の計算                  | 従業員負担                            | 雇用者負担                            | 政府負担                             |
|---------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 最高標準報酬月額に基づく <sup>#</sup> | $45,800 \times 11\% \times 20\%$ | $45,800 \times 11\% \times 70\%$ | $45,800 \times 11\% \times 10\%$ |
| 保険料負担額                    | NT\$1,008                        | NT\$3,527                        | NT\$504                          |

<sup>#</sup> 最高 NT\$45,800 までの給与等級の表に従って、被保険者の月給に基づいて計算

図表 10：全民健康保険保険料の計算

| 月額保険料の計算                  | 従業員負担 <sup>*</sup>                  | 雇用者負担 <sup>*</sup>                              | 政府負担                                |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 最高標準報酬月額に基づく <sup>#</sup> | $182,000 \times 4.69\% \times 30\%$ | $182,000 \times 4.69\% \times 60\% \times 1.58$ | $182,000 \times 4.69\% \times 10\%$ |
| 保険料負担額                    | NT\$2,561                           | NT\$8,092                                       | NT\$854                             |

<sup>#</sup> 最高 NT\$182,000 までの給与等級表に従って、被保険者の月給に基づいて計算

<sup>\*</sup> 被保険者の従業員に扶養家族がいる場合は、追加で  $1.41\% (4.69\% \times 30\%) \times \text{扶養家族の人数}$ （ただし上限 3 人）を負担します。

扶養家族の実際の人数にかかわらず、雇用者はさらに  $1.63\% (4.69\% \times 60\% \times 0.58)$  を負担します。

## 全民健康保険

全民健康保険制度は歯科や眼科を含む入院、外来患者に対し、包括的で普遍的なケアを提供しています。雇用者は従業員とその扶養家族のために保険料を支払う義務があります。

全民健康保険の通常保険料は、従業員の毎月の標準報酬月額（最高 NT\$182,000）の 4.69% に設定されています。保険料は、雇用者 60%、従業員 30%、政府 10% の割合で負担されます。従業員は 3 人を上限として扶養家族 1 人につき通常保険料と同額を追加納付し、雇用者は従業員の扶養家族の人数に関わりなく、通常保険料の 0.58 倍（2020 年 1 月 1 日より）の保険料を納付します。

さらに、被保険者が特定の収入を得た場合には、基本保険料に加えて 1.91% の補足的全民健康保険保険料が徴収されます（第二世代保険料）。また、給与総額が被保険者の標準報酬月額を超えて支払われた場合、雇用者は超過額に対して 1.91% を納付しなくてはなりません。

### 退職給付制度

労働者保険条例に基づいて給付される老年給付金に加え、労働者には労働基準法による旧退職金制度（旧制度）、もしくは2005年7月から施行となった労働者退職金条例に基づく新退職金制度（新制度）による退職給付のどちらかを受給する権利があります。現在、ほとんどの台湾人労働者は新制度に加入しています。

#### 旧制度の退職給付

労働者退職金条例が適用されない労働者は、労働基準法による確定給付型の退職金制度が適用されます。雇用者は毎月、台湾銀行の専用の退職金口座に給与の2%から15%の範囲で拠出をしなければなりません。なお、口座の所有者は雇用者で、その運営は労働者退職準備金の監督委員会により監督されています。法律上の受給要件を満たした労働者が退職し受給請求をした際には、雇用者は積立金から支払う事ができます。

退職金受給資格は、55歳以上で勤続15年以上、60歳以上で勤続10年以上、勤続25年以上のい

ずれかになります。退職給付額は、勤続15年までは勤続1年あたり平均給与相当額の2か月分で計算し、それ以降の勤続1年ごとに1か月分を加算し、上限は45か月分となっています。

#### 新制度の退職給付

労働者退職金条例の退職金制度は確定拠出型であり、雇用者は少なくとも従業員の月給の6%を労働保険局が管理している労働者名義の退職金口座に拠出する必要があります。さらに従業員も月給の6%まで任意拠出が可能であり、これは税務上所得から控除する事が可能です。

新制度に加入した労働者は60歳以上になると給付を受けることができます。勤続15年以上の労働者は毎月の給付を受けることができ、勤続15年未満の労働者は、個々の口座の元本および分配金を一括払いで受け取ることができます。

新制度は台湾人のほかにも、近年では台湾人の外国人配偶者や台湾に永久居留している外国人にも適用範囲が広がっています。

図表 11：新旧退職金制度比較

|             | 旧制度                                        | 新制度                                                 |
|-------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 法的根拠        | 労働基準法                                      | 労働者退職金条例                                            |
| 積立額         | 賃金月額額の2%～15%を毎月拠出                          | 雇用者は賃金月額額の6%以上を労働者名義の口座に毎月拠出。本人も賃金月額額の6%以内で任意拠出可能。  |
| 退職金支払い計算ベース | 退職前6か月の平均賃金                                | 賃金月額（労働者保険の保険料表で決定）                                 |
| 勤務年数計算の方法   | 同一雇用者の下での勤務年数                              | 退職金を積み立てた通算年数。同一雇用者に制限されない                          |
| 受給要件        | ・勤続15年以上、満55歳<br>・勤続10年以上、満60歳<br>・勤続25年以上 | 退職済みかどうかにかかわらず、満60歳になった時点。60歳までに死亡した場合、家族が指定された者が申請 |
| 給付標準        | 労働基準法で規定されている確定給付式に基づく                     | 年金口座の元本および分配金                                       |
| 給付方法        | 一時金で支給                                     | 勤続年数15年未満の者は一時金を受給、15年以上の者は月払い                      |
| 所有者         | 雇用者                                        | 労働者                                                 |

出典：労働者保険局ウェブサイト（[www.bli.gov.tw](http://www.bli.gov.tw)）

解雇と解雇手当

台湾では従業員の自由な解雇を認めていません。労働基準法では、法律上認められる解雇事由を明確にしており、その場合も従業員は雇用者から事前通知を受け、解雇金が支払われなくてはなりません。法律上確立された合法的解雇方法によらない限り、従業員の解雇は認められません。

予告が必要な解雇

雇用者は、営業損失、事業縮小、不可抗力による1か月を超える事業中断、事業の性質の変化により、やむを得ず人員を削減する場合であって、労働者を他の職務に配置転換する事が出来ず、または当該労働者がその他の業務を引き受ける能力がない時は、事前通知またはこれに代わる支払いによって合法的に従業員を解雇する事ができます。

このような状況下で、雇用者は定められた期限までに事前通知をする必要があります。通知期限は、勤続3か月以上1年未満で10日前、1年以上3年未満で20日前、3年以上で30日前です。解雇通知を受けた後、従業員には再就職のための週2日間の有給休暇が与えられます。

法律上要求される解雇手当は、当該従業員が加入している退職金制度により異なります。「旧制度」が適用される労働者に対しては、勤続1年ごとに1か月分の平均賃金額が解雇手当として支払われ、上限はありません。一方「新制度」が適用される労働者に対する解雇手当は、原則として勤続1年ごとに1か月分の平均賃金額の半額で、その総額は平均賃金月額6倍を上限とします。

予告が必要ない解雇

雇用者は、雇用時の虚偽申告、はなはだしい法令違反や暴力行為、懲役刑、会社の就業ルールからの著しい逸脱、会社財産の損壊、守秘義務違反、休暇以外の不当な職場離脱の事由があるときは、通知や解雇手当なしで解雇する事が出来ます。

大量解雇

雇用者が大量解雇を行う場合には大量解雇労働者保護法に基づき行う必要があります。同法は、労働者を手続的に保護し、給与を支払わずに事業閉鎖や大量解雇をする雇用者への制裁について定めています。同法の適用対象は、下表のとおりです。

図表 12：大量解雇の適用対象

| 雇用されている労働者数 | 解雇対象労働者数 | 解雇実施期間 |
|-------------|----------|--------|
| 30人未満       | 10人以上    | 60日    |
|             | 1/3以上    | 1日     |
| 30人～199人    | 20人以上    | 1日     |
|             | 1/3以上    | 60日    |
| 200人～499人   | 50人以上    | 1日     |
|             | 1/4以上    | 60日    |
| 500人以上      | 80人以上    | 1日     |
|             | 1/5以上    | 60日    |
| 全ての事業者      | 100人以上   | 1日     |
|             | 200人以上   | 60日    |

大量解雇に該当する場合、雇用者は少なくとも大量解雇予定日の60日前までに地域の労働管轄官庁と関連する組織および労働者に通知しなくてはなりません。関連する組織および労働者に関しては、労働組合があるならまず労働組合、次いで労使組合の従業員代表、最後に従業員本人に通知しなければなりません。60日の期間中の最初の10日以内に雇用者と従業員代表との間で解雇条件について協議しなければなりません。

## 労使関係と労働組合

台湾の法律は労働者の組合加入、ストライキ、雇用者との団体交渉の権利を保護しています。職場に労働組合を有することは必須ではありませんが、企業は労使会議を行わなくてはなりません。その目的は関連する労働問題について討論し、交渉するために定期会議を行う事で、労使間の調整と協力を促進することにあります。

### 労働組合

ほとんどの労働者が労働組合法により、組合を結成し、加入する権利を有しています。同法は企業単位、業種単位、または専門職種単位の3種類の組合を認めています。また、組合員や、労働組合への加入、組合の形成、参加を意図する労働者に対する不当な処遇や妨害を禁じられています。

台湾では2018年末において5,536の労働組合があり、340万人の組合員が所属しており、これは労働者総数の約30%にあたります。しかし、欧米の労働組合と異なり、台湾の労働組合は伝統的に団体交渉力を行使してきていません。ほとんどの組合は、個人事業主が社会保障制度に加入する目的で組織しています。

### 団体交渉

団体協約法は組合と雇用者の間の団体交渉における権利義務を定めています。雇用者に対し、団体交渉に誠実に応じる義務を負いますが、協約の締結は法的義務ではありません。雇用主（経営者または法人組織の雇用者組織が代表）および公式に認められた労働組合のみが、交渉のテーブルにつく資格を有します。

実務上、台湾での団体交渉は企業単位で行われ、ほとんど大企業に限られています。協約の対象となる労働者の割合は少なく、雇用者は一般的に労働市場と一致するように賃金を設定し雇用条件を定めます。2018年末時点で台湾における労働協約の数は713件となっています。

## 労働紛争の解決

台湾の労働争議は労使争議処理法により行わなくてはならず、権利事項に関する争議と調整事項に関する争議に分類されます。同法は労働争議の調停および仲裁の仕組みを定めています。労働争議が発生した場合、当事者自らによる交渉、民事裁判の活用、地方管轄当局への調停申し立てなどの手段があります。

2018年の後半、労働争議の法的手続きの合理化と、裁判手続きの効率性と公正性の促進のために新たに労働事件法が立法されました。同法は2020年1月1日から施行され、労働調停と民事訴訟の両方において、労使間の労働争議がより迅速に解決されることが期待されています。

## 外国人の雇用

外国人が台湾に来て就労と滞在をするためには、いくつかの例外を除いて、必要に応じて就労の承認（就労許可）と適切なビザと居留許可を取得する必要があります。就労服務法は台湾における外国人の雇用について規定しており、労働部労働力発展署が就労許可の手続きおよび発行を管轄しています。

### 雇用基準

台湾での就労を希望する外国人と雇用者は双方とも雇用のための一定の条件を満たす必要があります。現行法の下では、ホワイトカラーの外国人は一般的に大学の学位を有し、かつ関連職種の就業経験が少なくとも2年以上、そしてNT\$47,971以上の月給が支払われる必要があります。

また、台湾子会社や支店で外国人専門家を雇用したい場合、年間売上高がNT\$1,000万以上、または年間手数料収入がUS\$40万以上、または実際の年間輸出入がUS\$100万以上、のいずれかを満たす必要があります。ただし、設立後1年未満の場合は、登録資本金ないしは登録運営資金がNT\$500万以上であれば、上記基準を満たさずとも外国人の雇用が可能です。

### 就労許可と居留

外国人の雇用のためには、雇用者は労働力発展署へ就労許可を申請しなければなりません。就労許可は、最大3年間の有効期限で発行され、雇用者は必要に応じて延長を申請することができます。就労許可の申請手続きに要する期間は、必要な書類の作成から就労許可証の発行完了まで全体で1か月程度です。

外国人従業員はその後、就労許可の条件と在留期間に応じて停留ビザまたは居留ビザを申請する必要があります。6か月超の期間の居留ビザを付与された外国人は、移民局に申請して外国人居留証（ARC）を取得する必要があります。居留証取得完了までの所用期間は10営業日程度です。

## 外国人材獲得のための新しい措置

台湾の雇用者は雇用と人材不足に直面しており、政府は最近、移民規則の改訂を行い、外国人材獲得のための新しい法的枠組みを検討し始めました。2018年に施行された外国専門人材招へいおよび雇用法は、より多くの外国人専門家を台湾に呼び寄せるためのいくつかの措置を講じています。

特定の分野の外国人専門家には就労、ビザそして居留ルールの緩和や税務、保険、退職給付の優遇がありますが、これらの外国人の要件は変更がありません。就業ゴールドカードは「外国人特定専門人材」に台湾での求職、就労や転職にさらなる自由と利便性を与えています。また外国人特定専門人材の就労許可は5年に延長されました。

さらに政府は中間レベルの外国人の採用と確保を目標とし、新しく経済移民法法案を打ち出しています。当該法案は現在審議中で、外国人専門家、外国人中間レベル技術者、台湾の駐在員や投資移民に就業範囲や居留規定の緩和と拡大を図っています。

# 第4章

## 会計・監査

|             |    |
|-------------|----|
| 規制の枠組み      | 33 |
| 財務報告基準      | 33 |
| 監査要件        | 34 |
| 監査人の責任      | 34 |
| コーポレートガバナンス | 37 |



台湾でビジネスを行う上では、現地の会社法を遵守し、また、台湾版 IFRS (T-IFRS) または T-IFRS を簡素化した台湾企業会計原則 (EAS) に準拠し、会計記録の保管や財務諸表の作成を行う必要があります。本章では、会計、財務報告、監査およびコーポレートガバナンスについての法的要件について取り上げます。

## 規制の枠組み

台湾の営業登記法や会社法に基づき設立された営利事業者の会計は、商業会計法に準拠する必要があります。商業会計法は維持されるべき会計記録と財務諸表の開示を規定しています。会社法および会社法関連規則は、すべての会社に対する財務報告や監査要件を定め、証券取引法および証券取引所規則は、公開会社および上場会社に対し、追加の報告および開示義務を規定します。

主な管轄官庁は行政院金融管理監督委員会 (FSC) であり、金融市場を監督するとともに、金融機関、上場・非上場の公開会社の財務報告に関する規則を制定します。また、台湾の会計基準の制定主体である会計研究発展基金会 (ARDF) により制定された会計基準や監査基準を承認します。經濟部 (MOEA) は非公開会社の管轄官庁になります。

また、FSC は、会計士法により会計士の専門的業務や監査人の業務の監督機関であり、会計士法に基づく法定監査の監督機関になります。現在、FSC は監査人の監督や監査の品質検査機能を証券先物局の会計監査部に権限を移譲しています。台湾を拠点とする会計事務所の検査に関して、FSC は、米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB) と協定を結んでいます。さらに、欧州連合は台湾の監査人の監督体制は、欧州連合での監督体制と同等のものと認識しています。

## 財務報告基準

台湾は 2013 年より国際会計基準を採用しており、FSC は確認作業ののち、最新の全基準を採用しています。国際会計基準審議会 (IASB) により設定されたすべての国際会計基準および解釈指針は ARDF により中国語繁体字に翻訳され、FSC により承認されます。翻訳された文書はまとめて台湾版 IFRS または T-IFRS として知られています。企業は FSC により承認された IFRS に準拠して財務諸表を作成し開示することが求められます。

上場、非上場を問わずすべての公開会社および金融機関は、T-IFRS に準拠して財務諸表を作成し開示する必要があります。台湾外でも株式の売買が行われる台湾会社においては、IASB が発行した完全版 IFRS を採用することが認められていますが、その場合においても T-IFRS との差異内容を開示することが求められます。同時に、台湾での外国証券発行会社は T-IFRS、完全版 IFRS、もしくは米国会計基準に準拠し財務諸表を作成することができますが、T-IFRS との差異内容を開示する必要があります。

証券取引法の適用を受けず、また FSC の監督を受けない非公開会社は、經濟部による監督を受けますが、FSC に承認された T-IFRS もしくは ARDF が制定した企業会計準則のどちらかを採用することができます。この企業会計準則は 2016 年に導入されたものですが、その実質は IFRS の財務報告の要求事項を簡素化したものであるといえます。

## 監査要件

すべての公開会社と多数の非公開会社について法律上、台湾会計士による年度財務諸表の監査が要求されています。それに加え、一定の会社については外部監査人による法人税申告書の保証も受ける必要があります。また、会社新設時や資本金増減資時においては、会計士による資本金確認の保証と報告書も求められます。

## 財務監査

以前は、資本金 NT\$3,000 万以上の会社についてのみ台湾会計士による財務監査を受ける必要がありました。2019 年 1 月 1 日以降は、台湾会社法の改正により資本金 NT\$3,000 万未満の非公開会社であっても従業員が 100 名以上、もしくは年度の営業収入が NT\$1 億を超える場合も財務監査を受けなければならなくなりました。

すべての公開会社と金融機関は、登録された会計事務所による財務監査を受ける必要があるだけでなく、所定の報告基準を充たす必要があります。例えば、上場会社は会計年度終了から 3 か月以内に年次財務報告書に対する監査証明を外部監査人から受ける必要があります。また、公開会社は監査済財務諸表を FSC に提出する必要があります。一方、非公開会社は財務諸表の公開や届出は求められませんが、經濟部が要求した場合は査閲可能なように備えておく必要があります。

## 税務監査

公開会社や金融機関、年度の営業収入と営業外収入の合計が NT\$1 億を超える会社などの一定の会社については、法人税申告書について台湾の会計士による税務監査も求められます。税務監査は会社が算定・申告する税務申告書がすべての適用される規定に準拠しているかどうかについて検証し、税務監査報告書が管轄の税務署に提出されます。

## 監査人の責任

台湾では法定財務監査は登録された会計事務所により、「会計士による財務諸表の監査・保証に関する規則」および ARDF により制定されている監査基準に基づき実施されます。現在の台湾の監査基準の大部分は国際監査・保証基準審議会（IAASB）が発行した国際監査基準に準拠しています。

監査人の独立性は監査における誠実性の鍵となります。台湾において、監査人が監査を行う会社の取締役や幹部となることや、監査対象会社と直接的・間接的に利害関係を持つことは禁止されています。現在、台湾において監査担当会計事務所のローテーションの義務はありませんが、上場会社の監査においては監査責任者は 7 年での交替と交替後最低 2 年関与できないことが義務付けられています。また、公開会社の年次財務諸表には同じ会計事務所から 2 名の監査責任者により保証することを必要とし、当該 2 名の氏名は監査報告書に表記されます。

監査報告書は、監査プロセスにおける最後の成果物であり、無限定適正意見、限定付適正意見、不適正意見、意見不表明のいずれかになります。無限定適正意見以外の意見を表明する場合は、監査報告書にその理由を明記することが必要になります。また、より適切で有益な情報を提供することを目的として IAASB が 2015 年に発行した新しい監査報告基準が台湾では採用されています。

次のページに新しい監査報告書を例示しています。監査人の意見は報告書の第一段落に表明され、続いて監査の過程で発見した監査上の主要な検討事項の説明、それらに対して採用された監査手続の説明が続く、そのあとで監査における監査人および会社の経営者それぞれの責任についての説明が記載されています。

### 図表 13：独立監査人の監査報告書例

ABC 株式会社 取締役会および株主御中

#### 監査意見

私たちは、20XX 年および 20YY 年 12 月 31 日現在の財政状態計算書、同日をもって終了する会計年度の包括利益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約が含まれる財務諸表に対する注記から構成されている ABC 株式会社（以下、「ABC 社」という。）の財務諸表の監査を行った。

私たちは、添付の財務諸表が、我が国の金融管理監督委員会により承認された証券発行者財務報告編成準則、国際財務報告基準 (IFRS)、国際会計基準 (IAS)、国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針、解釈指針委員会 (SIC) 解釈指針書等に準拠して、ABC 社の 20XX 年および 20YY 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

私たちは、会計士財務諸表監査規則、および我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。これらの規則および基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、我が国における会計士に関する職業倫理規程に基づき ABC 社に対して独立性を保持しており、また、当該規程で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、20XX 年 12 月 31 日に終了する会計年度の ABC 社の財務諸表監査において監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表監査の過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当年度の ABC 社の財務諸表における監査上の主要な検討事項は以下の通りである。

監査上の主要な検討事項の表題

詳細

監査における当該事項への対応

#### 財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任

経営者は、我が国の金融管理監督委員会により承認された証券発行者財務報告編成準則、IFRS、IAS、IFRIC、SIC に準拠して財務諸表を作成し適正に表示する責任がある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会を含む統治責任者は、会社の財務報告プロセスの監視を行う責任を負っている。

## 財務諸表監査における監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査報告書を発行し、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し以下を行う。

1. 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
2. 監査に関連する内部統制を理解し、状況に応じて適切な監査手続を立案する。ただし、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
3. 経営者が採用した会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
4. 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
5. 関連する注記を含めた全体としての財務諸表の表示、構成および内容を検討し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
6. 財務諸表に対する意見を表明するため、会社内の企業及び事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、監査に関する指示、監督及び実施について責任がある。私たちは、単独で監査意見に対して責任を負う。

私たちは、統治責任者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

また、私たちは、統治責任者に対して、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守している旨、ならびに独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、および阻害要因を除去・軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

私たちは、統治責任者と協議した事項のうち、20XX年12月31日に終了する年度の財務諸表監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、これらの事項を監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## コーポレートガバナンス

台湾では、近年、コーポレートガバナンス制度を改善するために積極的な措置が講じられています。2013年にFSCは独立取締役や監査委員会の設置の強制を含む、多くの分野でのコーポレートガバナンス規程や実務規範の改善のための5年間のロードマップを公表しました。改善を継続するため、2018年にはロードマップを更新し、取締役会を支援するためのコーポレートガバナンスの専門家制度の導入を含む、次の改善策を公表しました。

台湾では、国内企業に対するコーポレートガバナンス原則基準は会社法や証券取引法のみならず、証券取引所上場規則や実務規範にも規定されています。企業におけるコーポレートガバナンス文化の改善を促進するため、台湾証券取引所のコーポレートガバナンスセンターはすべての上場企業に対しコーポレートガバナンス評価を毎年行っており、2014年の評価制度の導入以降、定量データにおいて著しい進歩が確認できます。

### 独立取締役

一定の公開会社においては、取締役会の機能強化および株主利益保護のため2名以上かつ取締役総数の5分の1以上の独立取締役を指名しなくてはなりません。独立取締役設置の強制は2013年よりはじまり、現在ではすべての上場会社および興櫃市場登録会社に適用されています。

### 監査委員会

2013年から一部公開会社において監査委員会設置が強制となり、現在では上場会社および興櫃市場登録会社に適用されます。監査委員会は少なくとも3名の独立取締役が含まれ、独立取締役のうち少なくとも1名は会計もしくは財務の専門家である必要があります。監査委員会の主な役割は、会社の内部統制制度や財務諸表のレビューを行うことにあります。

## サステナビリティ報告書

近年の重要な発展としては、環境、社会、企業統治への配慮を重視した投資（ESG投資）の増加傾向の一部として、サステナビリティ報告の増加があげられます。2015年には台湾では、一定の上場企業に対し年次での企業の社会的責任（CSR）に関する報告書の作成が義務付けられ、CSR報告書はグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）の基準に準拠する必要があります。

CSR報告書は台湾の食品、金融もしくは化学産業に属する上場企業、および年間の売上高合計の50%以上を食品および飲料の売上が占める企業に求められます。また、資本金額がNT\$50億以上の公開上場企業においてもCSR報告書の作成および提出が求められます。

CSR報告書には、持続可能な発展に関連する環境、社会的影響およびその他コーポレートガバナンス上の諸問題に関する様々な非財務情報の開示が含まれます。そのような情報は独立した第三者の保証・検証、または認定を受けることになります。CSR報告書の提出期限は毎年6月30日ですが、一定の状況においては9月30日までの延長を行うことができます。

さらには、従業員の給与や賃金の合理性への関心から、2019年6月より上場企業は非管理職の平均報酬の開示が必要になりました。当開示により投資家は、上場企業が適正な報酬を従業員に支払うことで社会的責任を果たしているかどうかを判断できることとなりました。



# 第 5 章

## 法人税

|              |    |
|--------------|----|
| 法人税          | 41 |
| 課税所得の決定      | 42 |
| 源泉税          | 44 |
| 二重課税の排除      | 45 |
| 移転価格税制       | 47 |
| その他の租税回避防止規定 | 48 |
| 租税優遇措置       | 48 |
| 税務管理         | 49 |



本章では、台湾における企業の直接税についての概要を説明します。ここでの情報はPwC 台湾からの年次のTaiwan Pocket Tax Book（英語；[www.pwc.tw/en/publications.html](http://www.pwc.tw/en/publications.html)）もしくは月次の台湾税務アップデート（日本語；[www.pwc.tw/ja.html](http://www.pwc.tw/ja.html)）に基づいています。

## 法人税

台湾にて業務上の活動をしている会社やその他の事業体には、所得税法やその他の規則により免除されない限り、営利事業所得税（いわゆる法人税）が課されます。会社の税務上の居住形態によって、課される法人税の課税方法や税率が決まります。居住形態は、事業体が登記されている場所や本社の所在地に基づきます。

### 法人税における居住性

台湾において設立された会社（外国企業の台湾現地法人など）や本社機能が台湾にある会社は台湾税務上の居住者とみなされます。税務上の居住者は、全世界所得が法人税の課税対象となりますが、国外源泉所得に対し国外にて納付した税額については、外国税額控除が可能です。

本社が台湾外にあるものの台湾に固定的営業場所を有する会社（外国法人の支店など）、または台湾に営業代理人を有する会社は、税務上の非居住者とみなされます。非居住者は台湾源泉所得のみに対し法人税が課され、適用される税率は居住者の法人に対するものと同じです。

台湾に固定的営業場所や営業代理人を有さない会社もまた非居住者とみなされ、その台湾源泉所得に対して源泉税が課されます。その適用税率は所得の性質により異なり、また所得の受領者の所在国と台湾との間に租税協定が締結されている場合、軽減できる可能性があります。

台湾に物理的な拠点のない外国のEコマース業者が国境を越えて台湾の顧客（個人、法人）に電子的サービスを提供する場合は、そのサービスからの所得は台湾源泉所得であり、法人税が課されます。

## 法人税率

台湾の法人税率は現在一律 20% であり、年間の課税所得が NT\$12 万を超える会社に課されます。しかし、法人税額は、課税最低限度額を超える金額の半分以上を上限とします。なお、年度の課税所得が NT\$50 万以下の会社の 2019 年度の法人税率は 19%、2020 年度の法人税率は 20% です。

図表 14：法人税率

| 課税所得       | 税率  |
|------------|-----|
| NT\$12 万未満 | 0%  |
| NT\$12 万以上 | 20% |

### 代替ミニマムタックス税制

台湾では一定の条件に当てはまる企業に対し、所得基本税額条例に基づいて代替ミニマムタックスが課される場合があります。代替ミニマムタックスは、免税所得を一定額得ていたり、年間の基本所得額（すなわち、通常の課税所得額に一定の加算対象所得を加算した合計金額）が NT\$50 万を超える、すべての居住者企業および台湾に営業的固定場所もしくは営業代理人を有する非居住者企業に適用されます。

納税者は通常の法人税額と代替ミニマムタックスを比較し高い方を納付する必要があります。なお、代替ミニマムタックスは企業の年間の基本所得額から NT\$50 万を控除した金額に対し、現在は一律 12% の税率を乗じて計算されます。基本所得計算において加算対象となる所得には、法の奨励規定で免税となった所得、有価証券取引や商品先物取引による免税のキャピタルゲイン、および国際業務に従事する銀行の免税所得が含まれます。

### 未処分利益課税

毎期の税引後利益については、翌年中に配当されない場合は 5%（2018 年より）の未処分利益課税が課されます。非居住者の株主が受け取る配当金に対する源泉税から支払済の未処分利益課税を控除することはできなくなりました。なお、非居住者の台湾支店については、未処分利益課税の対象とはなりません。

## 課税所得の決定

台湾の居住者企業は、総収入から原価、費用、損失、税額（法人税は含まない）を差引いた純利益に対し課税されます。一定の免税項目を除き、国内源泉、国外源泉を問わずすべての所得に対し法人税が課されます。企業の課税所得は、会計上の利益から、免税項目、損金不算入項目、税務上認容される引当項目および繰越欠損金などの調整を行い決定されます。

### 台湾源泉所得

非居住者企業は、台湾源泉所得のみ課税されます。所得税法第8条およびその関連ガイドラインに、台湾源泉所得として認定される所得の種類が規定されています。また、事業所得やサービス収入など一定の台湾源泉所得については、関連する原価および費用（国内・国外問わず）を課税所得計算の際に控除することができます。その場合は、関連する証拠の準備が必要になります。

ただし、多くの場合、外国企業が台湾で損金算入のために国外で発生した原価や費用を立証するのは実務上困難です。これに対処するため、2019年9月に台湾源泉所得認定原則が改定され、台湾に固定的営業場所や営業代理人を有しない非居住者企業は事前の承認を得ることで、台湾源泉の事業所得やサービス報酬に対し、代替的にみなし利益率や国内の利益貢献率を適用して課税所得を算定することが可能になりました。

### 免税所得

税法に明記された一定の所得項目については、課税所得に含まれません。これらには有価証券取引や商品先物取引によるキャピタルゲイン、居住者企業が他の台湾企業から受領した配当金、台湾におけるプラント建設のために外国企業が受領した一定の技術サービス料などが含まれます。なお、これらの免税所得に対応する原価や費用は損金不算入となります。

## 不動産売却益

2016年1月1日以降に取得、もしくは2014年1月2日以降に取得し、所有期間が2年未満の不動産の売却益に対しては、分離課税が適用されます。不動産の売却価額から関連原価、費用、資産に含まれる土地の公的評価額の増値額を差引いた額が課税ベースです。また、不動産の所有者が居住者企業の場合の税率は20%が適用され、非居住者企業については、その所有期間が1年未満かそれ以上かに応じて、45%もしくは35%の税率が適用されます。

不動産売却取引のうち、土地の公的評価額の増値分については、土地増値税が課されますが、法人税の課税ベースの計算においては控除できます。2014年1月2日以前に購入した不動産、もしくは2014年1月2日以降に購入し2年以上所有している不動産については、従来の税制が適用され、建物部分の売却益に対してのみ法人税が課されますが、一方で土地については、公的評価額の増値分に対して土地増値税が課されるのみです。

### 受取配当金

台湾では従来、配当所得に関してインピューテーション方式（受取配当に対応する法人税額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額からこの加算した金額を控除する方式）を採用してきましたが、2018年にこれを廃止し、個人に対する新しい配当課税方式に移行しました。居住者企業間における配当金については、配当金を受領する企業で非課税となります。海外の子会社からの配当金は課税対象となりますが、海外での源泉税は外国税額控除を受けることができます。

個人や法人を問わず、非居住者株主については、台湾企業から配当金を受領する際に源泉税が課されます。海外への配当金支払についての源泉税率は21%になりますが、租税条約適用により軽減することができます。なお、台湾居住者株主への配当金支払については、源泉税は課されません。

## 損金算入

通常の業務において生じる原価、費用または損失は、費目によっては一定の限度があるものの一般的に損金算入できます。損金算入のためには、国内での購買の際に発行される統一發票のような適切な関連証憑が必要となります。

台湾でのすべての営利事業者（ただし、月間の売上高が NT\$200,000 を超過しない小規模事業者や一定の専門業務提供者を除く）は、商品やサービスの購買者に対し、統一發票を発行しなければなりません。海外からの購買に関しては、請求書、関税の納付書、輸入通関書類、送金証明書などの証憑などが必要となります。

## 損金不算入項目

会社の事業運営に関連しない費用や損失は、税務上損金算入ができません。減価償却費や貸倒引当金などの、一定の費用の見積もり計上や引当金を除き、未実現の原価や損失は税務上損金算入ができません。損金算入可能な見積り費用や引当金については、帳簿に計上することが損金算入の必須条件となります。

## 繰越欠損金

損失が発生した年度とそれを控除に使う年度の両方において、会計記録が完備され、青色申告または台湾の公認会計士の税務監査を受けており、申告期限内に申告された場合は、査定された会社の損失を 10 年間繰り越して控除に用いることができます。なお、欠損金の繰戻し還付は認められません。

## 特殊な場合の取扱い

台湾に本社をもつ一定の要件を満たす海上運送会社は、船荷の総トン数により海上運送収入に対する税額を一括で計算するトン税システムを選択できます。申請が承認された場合は、10 年間継続して適用しなければなりません。また、トン税システム採用の場合、欠損金の繰越控除および税務上の優遇措置は、適用対象外となります。

さらに、国際物流、建設請負、技術サービスの提供、または機械設備のリースを台湾にて行う非居住者企業については、台湾源泉所得に対応する原価や費用の算定や配分が困難である場合、特別な税額計算規則が適用できます。このような非居住者企業は、税務当局から事前承認を得ることで収入総額の 10% もしくは 15% を台湾源泉所得に対するみなし利益として利用することができます。

また、台湾の顧客（個人法人は問わず）に対し、越境で電子サービスを提供する国外企業の台湾源泉所得については特別な規定が適用されます。電子サービス提供者のビジネスモデルや状況により、総収入から発生した原価や費用を控除、もしくは同業者標準利益率を適用し、さらに税務等当局の事前承認を得た台湾内利益貢献度を乗じて課税所得を計算します。

源泉税

法人税確定申告とは別に、企業が得る一定の種類の所得については、以下に記載の税率で源泉徴収されます。台湾の居住者企業や台湾に固定的営業場所または営業代理人を有する非居住者企業は、年次の税務申告時にそのような台湾源泉所得を申告する必要があります。

台湾に固定的営業場所または営業代理人を有しない外国企業については、通常、台湾源泉所得に対し源泉税が課されます。また、台湾内に代理人を任命し、所得に対する発生原価や費用（証明書類により裏付けられる必要あり）を立証することで、支払日から5年以内に税金還付を申請することができます。

図表 15：各種所得の源泉税率

| 所得の種類                  | 居住者個人 (%)       | 居住者企業 (%)         | 非居住者の個人や企業 (%)                         |
|------------------------|-----------------|-------------------|----------------------------------------|
| 配当                     | N/A             | N/A               | 21                                     |
| 給与および賃金                | 5 <sup>a)</sup> | N/A               | 18                                     |
| コミッション                 | 10              | N/A <sup>b)</sup> | 20                                     |
| 賃貸料                    | 10              | N/A <sup>b)</sup> | 3 <sup>c)</sup> , 20                   |
| 利子                     | 10              | 10                | 15, 20 <sup>d)</sup>                   |
| ロイヤルティ                 | 10              | N/A <sup>b)</sup> | 0, 20 <sup>e)</sup>                    |
| 技術サービス料                | 10              | N/A               | 0 <sup>f)</sup> , 3 <sup>g)</sup> , 20 |
| 賞金 / 報奨金 <sup>h)</sup> | 10, 20          | 10, 20            | 20                                     |
| 専門家報酬                  | 10              | N/A               | 20                                     |

注：

- a) 給与所得源泉徴収表に基づき源泉徴収を行うことも可能です。
- b) 居住者企業が統一發票を発行して受け取るコミッション、賃貸料およびロイヤルティは源泉する必要がありません。
- c) 税務当局から事前承認を得た場合、非居住者への機械設備の賃貸料については3%の税率を適用できます。
- d) 非居住者への短期手形、証券化商品、公社金融債および関連する買戻し取引から得られる利子については、15%が適用されます。その他の場合は、租税条約の適用がない限りすべて20%が適用されます。
- e) 管轄官庁の事前承認を得た場合、非居住者へのロイヤルティは源泉税が免除されます。
- f) 工場や発電所建設に関連し管轄官庁から事前承認を得た技術サービス料支払については、源泉税が免除されます。
- g) 税務当局から事前承認を得た場合、非居住者への技術サービス料については3%が適用できます。
- h) コンクールやゲームの賞金については、居住者には10%、非居住者には20%の源泉税率が適用されます。なお、政府主催の宝くじについては、NT\$5,000以下の賞金には源泉税は不要ですが、NT\$5,000を超える賞金については20%の源泉税が課されます。

## 二重課税の排除

すべての台湾居住者企業は、所得の発生場所を問わず全世界所得に対して課税されます。国外所得に対する二重課税を解消するために国外源泉所得のある会社は、台湾の納付すべき法人税から外国税額を控除できます。ただし、控除できる額は、その国外源泉所得に対する台湾での税額が限度となります。

## 租税協定

台湾は数か国と包括的な租税協定を締結しており、これらの租税協定は法人税、個人所得税を含み、国際租税条約モデルに準拠しています。台湾は、2019 年末の時点で 32 の租税協定（次表を参照）および 13 の国際運輸業所得の免除協定を締結しています。

台湾の租税協定の適用ガイドラインは、クロスボーダー取引の背後にある実態に重点を置いており、対象となる収入の実際の最終受益者のみ租税協定に基づく税制措置の恩恵を受けることができます。

所得受領者に対して、租税協定に基づき次の表で示されているような、より低い料率が適用される場合には、配当金・利子・ロイヤルティに関する台湾の源泉税率は軽減可能です。

また、台湾は他国との租税協定上、国際間の税務争議を解消するため、相互協議の適用の公式ガイダンスを設定しています。これは税務争議解決の OECD 基準に準拠しています。

図表 16：租税協定に定められた源泉税率

| 国家              | 配当 (%)               | 利子 (%)                 | ロイヤルティ (%)          |
|-----------------|----------------------|------------------------|---------------------|
| 未締結国            | 21                   | 15,20 <sup>(a)</sup>   | 0,20 <sup>(b)</sup> |
| オーストラリア         | 10,15 <sup>(c)</sup> | 10                     | 12.5                |
| オーストリア          | 10                   | 0,10 <sup>(d)</sup>    | 10                  |
| ベルギー            | 10                   | 10                     | 10                  |
| カナダ             | 10,15 <sup>(b)</sup> | 0,10 <sup>(a)</sup>    | 10                  |
| デンマーク           | 10                   | 10                     | 10                  |
| フランス            | 10                   | 10                     | 10                  |
| ガンビア            | 10                   | 10                     | 10                  |
| ドイツ             | 10,15 <sup>(e)</sup> | 0,10,15 <sup>(f)</sup> | 10                  |
| ハンガリー           | 10                   | 10                     | 10                  |
| インド             | 12.5                 | 10                     | 10                  |
| インドネシア          | 10                   | 10                     | 10                  |
| イスラエル           | 10                   | 7,10 <sup>(g)</sup>    | 10                  |
| イタリア            | 10                   | 10                     | 10                  |
| 日本              | 10                   | 0,10 <sup>(f)</sup>    | 10                  |
| キリバス            | 10                   | 10                     | 10                  |
| ルクセンブルグ         | 10,15 <sup>(h)</sup> | 0,10,15 <sup>(i)</sup> | 10                  |
| マケドニア           | 10                   | 10                     | 10                  |
| マレーシア           | 12.5                 | 10                     | 10                  |
| オランダ            | 10                   | 10                     | 10                  |
| ニュージーランド        | 15                   | 10                     | 10                  |
| パラグアイ           | 5                    | 10                     | 10                  |
| ポーランド           | 10                   | 0,10 <sup>(s)</sup>    | 3,10 <sup>(u)</sup> |
| セネガル            | 10                   | 15                     | 12.5                |
| シンガポール          | 40 <sup>(j)</sup>    | 未規定                    | 15                  |
| スロバキア           | 10                   | 10                     | 5,10 <sup>(k)</sup> |
| 南アフリカ           | 5,15 <sup>(n)</sup>  | 10                     | 10                  |
| スワジランド（現エスワティニ） | 10                   | 10                     | 10                  |
| スウェーデン          | 10                   | 10                     | 10                  |
| スイス             | 10,15 <sup>(m)</sup> | 10                     | 10                  |
| タイ              | 5,10 <sup>(n)</sup>  | 0,10,15 <sup>(o)</sup> | 10                  |
| イギリス            | 10                   | 10                     | 10                  |
| ベトナム            | 15                   | 10                     | 15                  |

注：

- a) 非居住者に支払う短期手形、証券化商品、公社金融債の利子およびそれらの買い戻し取引から生じる利子は 15%が適用されます。その他の場合は租税協定で減免されない限り 20%が適用されます。
- b) 政府の事前承認が得られた場合、非居住者へのロイヤルティは源泉税が免除されます。その他の場合はすべて 20%が適用されます。
- c) 配当を支払う会社に対する直接保有割合が 25%以上の会社（パートナーシップは除く）の場合は 10%が適用されます。その他の場合はすべて 15%が適用されます。
- d) 相手国・地域で輸出促進を目的として承認された金融機関から提供され、保証され、または保険の引受けが行われた融資の利子および銀行間のすべての融資は 0%が適用されます。その他の場合は 10%が適用されます。
- e) 配当に関しては 10%、ただし一定の不動産投資会社への配当に関しては 15%が適用されます。
- f) 相手国・地域の公的機関に支払われる利子は 0%が適用されます。また、不動産投資信託や不動産資産信託から受け取る利益は 15%が適用されます。その他の場合は 10%が適用されます。
- g) 銀行借入金の利子には 7%が適用されます。その他の場合は 10%が適用されます。
- h) 相手国・地域の集団投資ビークルであり、その領域の法人とみなされる受領者は 15%が適用されます。その他の場合は 10%が適用されます。
- i) 銀行間の融資の利子は 0%が適用されます。相手国・地域の集団投資ビークルであり、その領域の法人とみなされる受領者は 15%が適用されます。その他の場合は 10%が適用されます。
- j) 配当の源泉となる所得に対する法人税および配当支払い時の源泉税の負担合計は、支払われる配当に対応する課税所得の 40%を限度とします。
- k) 工業、商業、科学設備の使用または使用の権利に対しては 5%が適用されます。その他の場合は 10%が適用されます。
- l) 配当を支払う会社に対する直接保有割合が 10%以上の会社の場合は 5%が適用されます。その他の場合は 15%が適用されます。
- m) 配当を支払う会社に対する直接保有割合が 20%以上の会社（パートナーシップは除く）の場合は 10%が適用されます。その他の場合は 15%が適用されます。
- n) 配当を支払う会社に対する直接保有割合が 25%以上の会社の場合は 5%が適用されます。その他の場合は 10%が適用されます。
- o) 相手国・地域の政府または中央銀行に支払う利子は 0%が適用され、金融機関（保険会社を含む）が受け取る利子は 10%が適用されます。その他の場合は 15%が適用されます。
- p) 配当を支払う会社に対する直接あるいは間接保有割合が 20%以上の会社の場合は 10%が適用されます。その他の場合は 15%が適用されます。
- q) すべての利子に 10%が適用されます。ただし、相手国・地域の公的機関に支払われる利子もしくは一定の機関から提供され、保証され、または付保された貸付金に関する利子は免税になります。
- r) すべての利子は 10%が適用されます。ただし、相手国・地域の公的機関に支払われる利子もしくは政府系機関から保証され、付保され、または間接的に融資された債権に関する利子は免税になります。
- s) すべての利子に 10%が適用されます。ただし、相手国・地域の公的機関に支払われる利子もしくは一定の機関から提供され、保証され、または付保された貸付金に関する利子は免税になります。
- t) 工業、商業、科学設備の使用の対価として支払われるロイヤルティには 3%が適用されます。

## 移転価格税制

台湾での移転価格税制は関連者間取引に関する独立企業原則に基づいており、この法規は OECD の多国籍企業に関するガイドラインに準拠しています。一定の報告基準に達した場合、年次の法人税確定申告書での関連当事者取引の開示や移転価格報告書の準備が求められます。

### 適用範囲および方法

移転価格監査準則において関連者が定義されており、直接支配、間接支配および取締役会を通じての実質支配も含まれています。取引には有形資産と無形資産の移転および使用、役務の提供、資金融通、財政部により別途規定された取引が含まれます。

認められた移転価格算定方法には、独立価格比準法、独立取引比準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益比準法、利益分割法およびその他財政部の認める方法があります。

### 移転価格文書

国際的な租税回避防止や情報交換の発展に応じて、台湾は国内ルールに OECD の 3 層構造の文書化を採り入れました。これにはローカルファイル、すなわち移転価格報告書とマスターファイルおよび国別報告書が含まれます。

ローカルファイルは法人税申告書提出時に準備しておく必要があります。提出は求められませんが、税務当局からの要求があれば 1 か月以内に提出する必要があります。関連者間取引が一定の基準を下回る会社は、移転価格報告書に代えて関連者間取引が独立企業間取引であることを示す、その他の文書を準備することで足りません。

これに加えて 2017 年以降、会社は全世界での事業運営やグループの移転価格ポリシーなどを記載したマスターファイル、そして財務諸表の特定項目と主な事業活動の地域別情報をまとめた国別報告書を準備しなければなりません。なお、一部の企業については、セーフハーバー規定によりマスターファイルおよび国別報告書の提出が免除されます。

## 事前確認制度 (APA)

APA は関連当事者間のクロスボーダー取引における移転価格計算方法に関する、法人の納税者と税務当局との間の拘束力のある協定です。多額もしくは複雑な関連者間取引を行っている会社は、APA を利用することによって潜在的な移転価格リスクを軽減することができます。

台湾では、対象取引総額が NT\$5 億以上あるいは年間の対象取引額が NT\$2 億以上の関連者間取引について APA を申請できます。これに加え、会社は税務当局に事前相談を依頼し、正式に APA 申請を行った場合に検証することに同意する可能性について相談することができます。

申請を行う場合は、APA でカバーされる対象期間の最初の事業年度の期末までに申請しなければなりません。税務当局は正式な申請書を受領してから 1 か月以内に申請者に対して申請受理の可否について通知しなければなりません。

単独 APA の審査期間は 1 年以内とされていますが、必要であれば 2 度まで 6 か月間の延長を行うことができます。2 国間 APA もしくは多国間 APA については審査期間には期限が設けられていません。APA が一旦署名されれば、通常 3 年から 5 年間有効であり、また、5 年を上限とした延長が認められることがあります。

### 調査および罰則

台湾の税務当局は近年、移転価格調査を強化しています。いわゆるタックスヘイブン地域または低税率の地域に所在する関連者と重要または頻繁な取引を行う会社は、特に詳細な調査を受けることになります。対象となる取引には、有形資産、無形資産の移転（ロイヤルティの支払など）、グループ内のサービスおよび金融取引が含まれます。

台湾の移転価格規則に準拠していない場合は、追徴課税や罰金が科されます。税務当局は関連者間取引の利益が独立企業間取引の利益範囲を下回る会社の課税所得を調整することができます。また、独立企業間取引原則や報告規則に準拠していない場合は罰金が科される場合があります。

## その他の租税回避防止規定

台湾は近年、税源浸食と利益移転（BEPS）を抑制し、より透明な租税環境を守るため OECD が継続的に主導し、推奨している租税回避防止規定を採用しました。

### 過少資本税制

金融業を除く営利事業者には過少資本税制の適用があります。関係会社間借入に係る利息費用については、資本の3倍までの負債に係るものを上限として損金に算入できます。セーフハーバー規定が適用される場合を除いて、該当する会社は関係会社間借入に関する情報を法人税申告書において開示する必要があります。

### 被支配外国法人に関する税制（CFC 税制）

台湾は2016年に新しいCFC税制を制定しましたが、施行は延期されており、2022年になる見込みです。現在のところ居住者法人が投資する海外子会社の利益は、配当として還流されるまで台湾では課税されません。新しいCFC税制では、一定の支配している海外子会社の収入は実際の配当が行われる前に配当されたものとみなして課税されることになります。

### 実質的管理の場所に関する規定

台湾は2016年に税務上の居住要件を定めた実質的管理の場所に関する規定を制定しましたが、こちらも施行は大幅に遅れています。当規定では、外国企業が台湾内に実質的な管理場所を持つ場合、居住者企業とみなされ、課税されることになります。

### 共通報告基準（CRS）

OECDの共通報告基準（CRS）採用の法的根拠を与えるため、2017年に税金徴収法が改正され、他国・地域の税務当局との自動情報交換が規定されました。台湾では2019年にCRSが施行され、2020年より初めての情報交換が始まります。また、台湾は2016年に米国との間で、金融機関に対して米国の外国口座税務コンプライアンス法を根拠に米国税務当局に情報を提出および開示することを認める協定に署名しました。

## 税制優遇措置

台湾は国内での企業投資を奨励するため様々な税務上または非税務上の優遇措置を提供しています。主な税制優遇措置は産業創新条例により研究開発やイノベーションに関連する投資等に対し提供されています。なお、産業創新条例は現在のところ2029年末まで有効です。

台湾拠点の会社が台湾の設備に対して行った適格な研究開発費支出については、産業創新条例のもと、法人税額の控除が受けられます。会社が税額控除を享受するためには、毎年事前に税務当局から研究開発計画についての承認を受ける必要があります。承認を得た場合、会社は納付すべき法人税に対し、以下いずれかの税額控除が受けられます。

- 発生年度の研究開発費支出総額の15%の控除、控除の繰越は不可

もしくは

- 発生年度およびその後2年間にわたり研究開発費支出総額の合計10%の控除

いずれの場合でも、税額控除は納税者の当期の納付すべき法人税額の30%を上限とします。一度いずれかの制度を選択した場合、変更することはできません。

さらに、産業創新条例では、知的財産による出資や従業員への株式報酬についての課税繰延べ、自社開発の知的財産の移転もしくはライセンスングに対する税額控除、有限責任組合やエンジェル投資家に対する税制優遇、スマート機器や5G設備投資に対する税額控除、未処分利益課税標準からの適格投資額の控除など、さまざまな優遇措置を提供しています。

また台湾は、バイオテクノロジーや新薬製造といった特定の産業やセクターに対し特別な税制を用意しています。さらには、自由貿易港区を含む指定区域への投資者に対しても特別な税制優遇措置を用意しています。企業合併法やその他企業結合を奨励する法令においても、追加で税制優遇措置が定められています。一定の条件を満たす適格取引については、取引税を免除もしくは繰延べすることができます。

## 税務管理

台湾の課税年度は、原則 1 月 1 日から 12 月 31 日とされていますが、事業者は管轄地方税務当局の事前承認を得ることで、暦年以外の期間を課税年度として定めることができます。

### 税務申告

法人税は自己申告方式により、課税年度末から 5 か月以内（暦年制採用の場合は 5 月 31 日まで）に申告する必要があります。申告期間の延長は認められません。

会社は通常、普通申告書を用いて確定申告を行います。適正な税務申告実績があり、税務当局により事前に許可を受けた会社は青色申告が適用可能で、欠損金の繰越控除や交際費損金算入限度枠の拡大といった優遇措置を享受できます。台湾会計士による税務監査を受けた会社も同様の優遇措置を受けることができます。

金融機関、上場会社や年間の売上高および営業外収入の合計が NT\$ 1 億以上の会社などは、台湾会計士による税務監査証明が必要となります。

企業合併法や金融持株会社法により認められた企業グループは台湾親会社および国内直接投資子会社について連結納税申告を行うことができます。その他の会社については、連結納税申告は認められません。

### 納税

法人税は 2 度に分けて納付します。1 度目の納付は前年度の税額の 50% を会社の課税年度の 9 か月目に納付することになります。青色申告もしくは公認会計士による税務監査を受ければ、当年度の前半 6 か月の実際の課税所得をもとにして計算した税額を納付することができます。2 度目の納付は確定申告時（暦年制の会社については 5 月 31 日まで）に行います。

### 査定

税務当局は確定申告書を審査し、最終査定書を発行します。もし査定結果が申告額と異なる場合には、査定額を納付するか、法令に従った行政救済手続きを選択することができます。また、申告日より 5 年以内にさらなる税務調査が行われることがあります。なお、期限内に申告を行わなかった、または不正な申告を行った者に対しては期間が 2 年延長されます。

## 罰則

申告の遅延や無申告については罰則が科されます。申告の遅延には、納税額の 10% の滞報金（上限 NT\$30,000）が科されます。ただし、納税義務者が税務当局から督促を受取り、なお規定された期日までに申告を行わなかった場合は、20%（上限 NT\$90,000）までの怠報金が科されます。

納付の遅延については、2 日ごとに未納付額の 1%（上限 15%）の延滞金が科されます。納税期限から 30 日を過ぎた日から延滞利息が発生します。課税所得の過少申告には、過少納付税額の 2 倍以下の額が過料として科され、申告を行わなかった場合には、3 倍以下の過料が科されます。

### 解釈通達

会社は税務当局の見解を受領したり、自らの税務ポジションを確定させるため、あるいは特定の税務問題の確認を行うために、税務当局に解釈通達の発行を求めることができます。財政部はデータベース（[www.mof.gov.tw](http://www.mof.gov.tw)）にすべての今までの公的な通達を公開しており、納税義務者は税務当局の見解を検討する際の参考にすることができます。

### 税務調査

台湾の税務調査には法律上の固定的なサイクルはありません。税務当局は調査可能期間内であればいつでも税務調査を実施することができます。税務調査の対象になりやすい項目として、海外の親会社または関係会社から配賦された管理費、営業権やのれんの償却費、研究開発費税額控除、その他法人税、移転価格、源泉税等に関するコンプライアンスなどがあげられます。



# 第 6 章

## 個人所得税

|               |    |
|---------------|----|
| 個人所得税         | 53 |
| 課税所得          | 54 |
| キャピタルゲインおよび配当 | 55 |
| 免税額および控除額     | 56 |
| 納税管理          | 57 |



この章では、台湾で就労する外国人出向者や訪台者を含む個人に対して台湾で課される租税の概要について説明いたします。また、この章の記載内容は、Taiwan Pocket Tax Book および PwC 台湾ニュースレターに基づき構成されております。詳しくはこちらのリンク [www.pwc.tw/ja.html](http://www.pwc.tw/ja.html) をご確認ください。

## 個人所得税

台湾では、外国人を含む個人への課税は、収入の源泉と税務上の滞在状況に基づいて決定されます。台湾源泉所得は所得税法等で免除されていない限り、居住者・非居住者ともに課税対象となります。居住者の国外源泉所得には代替ミニマムタックス制度が適用されます。

### 居住ルール

個人が台湾に居住していたり、経常的に居留をしている場合や、居住してはいないものの、台湾での暦年の滞在日数が 183 日以上の場合には税務上の居住者となります。戸籍を有する台湾人であっても、暦年での台湾滞在日数が 1 日以上 31 日未満であり、重要な利害関係の中核が台湾にない場合には、非居住者となります。

暦年での台湾滞在日数が 183 日未満の外国人は税務上の非居住者となります。また個人が暦年で複数回台湾に出入国する場合、滞在日数は累積されます。

## 個人所得税の税率

居住者の台湾での所得税は個人所得純額（総収入から免税額および各種控除額を引いた額）に対し、所得に応じた税率を乗じて各税率帯に応じた累進差額を控除して計算されます。2018 年課税年度より累進税率は 5% から 40% です。

非居住者の場合、台湾源泉所得が源泉税の対象となり、源泉徴収率はその所得の分類によって異なります。配当金は 21%、給与および賃金は 18%、コミッション、賃貸料、ロイヤルティ、専門家報酬、賞金は 20% となります。利子の源泉税率は一般的に 20% ですが、特定の債券より生じる利子は 15% となります。

### 代替ミニマムタックス

所得基本税額条例に基づき、居住者は年間基本所得額（通常の課税所得額と規定された加算対象項目の合計）が NT\$670 万以上の場合、基本所得額から NT\$670 万を控除した金額に一律の税率 20% を適用して代替ミニマムタックス（AMT）を計算します。納税義務者は、AMT の計算結果と通常の個人所得税額と比較し、いずれか高い方を納付しなければなりません。

1 申告世帯あたり NT\$100 万を超える海外所得、特定の保険給付額、私募投資信託ファンドの取引所得、および現物による寄付により控除対象とした額が加算対象となります。なお、海外で納税した税額は、一定の限度はありますが、AMT による税額から控除可能です。

図表 17：個人所得税累進課税率

| 課税所得 (NT\$)           | 税率 (%) | 累進差額 (NT\$) |
|-----------------------|--------|-------------|
| 0 ～ 540,000           | 5      | 0           |
| 540,001 ～ 1,210,000   | 12     | 37,800      |
| 1,210,001 ～ 2,420,000 | 20     | 134,600     |
| 2,420,001 ～ 4,530,000 | 30     | 376,600     |
| 4,530,001 以上          | 40     | 829,600     |

## 課税所得

居住者・非居住者ともに、台湾内での就業、活動、もしくは台湾内で得られたその他の所得に対し所得税が課税されます。居住者の場合、配偶者および扶養家族の所得も納税義務者の総所得に含まれます。

課税所得は、営利所得（配当所得を含む）、業務執行所得、給与所得、利子所得、賃貸およびロイヤルティ所得、農林・漁業・牧畜・林業・鉱業所得、財産取引所得、コンテスト・競技・宝くじの賞金所得、退職所得およびその他の所得の10種類に区分されてます。

台湾における居住および非居住者個人の所得は、個人の税務上の居住状況により、様々な税率で源泉税が課されます。非居住者の配当、利子およびロイヤリティ所得は、相手国によっては租税条約を適用して軽減可能なことがあります（45ページ参照）。

## 給与所得

個人が物理的に台湾内で就労している場合、通常、給与所得（基本給、ボーナス、手当、補助等を含む）は台湾源泉として扱われます。所得税は雇用により得られる総所得金額に応じて課されますが、台湾企業から支払われた、または台湾企業に対して請求され負担された所得は源泉徴収の対象となります。給与所得についての源泉徴収税率は、居住者については5%ないしは所得および家族構成に応じた一覧表による源泉徴収税率のいずれか、非居住者については18%となっています。

暦年での台湾滞在日数が90日以下の外国人については、台湾企業からの給与所得には一律18%の源泉税が課されますが、外国の雇用主からの報酬については台湾企業が負担しない限り、所得税は免除されます。暦年での台湾滞在日数が90日超183日未満の外国人の台湾での役務提供による報酬は、台湾で支給されるか否かに関係なく、税率18%で課税されます。

## 外国特定専門人材

初めて台湾で就労する「外国特定専門人材」の資格を有する外国人は、外国専門人材招へいおよび雇用法（2018年2月9日施行）に基づき租税優遇措置を適用できます。適用資格者は、台湾居住者（年間滞在日数が183日以上）となった最初の年度より3課税年度について給与所得のうち年間NT\$300万超の部分の50%が非課税として扱うことができます。優遇税制措置は5年の間、適用可能です。

## フリンジベネフィット

一般的に台湾での役務提供により支払われた報酬およびフリンジベネフィットは、課税所得となります。雇用者から現金で支払われた補助は、性質に係わらず課税されます。

租税優遇の適用範囲に該当する外国籍従業員に対して特別な取り扱いを行っている場合以外は、雇用者から提供された現金以外の手当でも課税対象となります。

駐在員のための引越し代、社宅代、社用車代、ホームリーブの旅費は、駐在員の個人所得税の課税対象外とすることが可能です。フリンジベネフィット関連の補助は複雑なため、個々の状況ごとに当事務所の個人所得税専門チームまでお問い合わせください。

## キャピタルゲインおよび配当

台湾では法令によって特別に免除されていない限り、キャピタルゲインは通常の課税所得に含まれ、個人所得税が課税されます。土地および建物の売買より得る売却益に対しては2016年より分離課税が適用されています。なお、有価証券取引によるキャピタルゲインは、課税が停止されています。

### 不動産売却益課税

不動産（土地および建物）売買に対しては分離課税が適用されます。しかしながら、2014年1月2日以前取得、または2014年1月2日以降取得かつ所有2年以上の不動産には、建物売却益には所得税が課され、土地売却益には土地増値税（LVIT、63ページ参照）が課されるという旧制度が適用されます。

新しい不動産売却益課税制度は、2016年1月1日以降取得、および2014年1月2日以降取得かつ所有2年未満の全ての不動産に対して適用されます。不動産の売却額から関連原価・費用およびLVIT評価額における増値分を差引いたものが課税標準となります。適用税率は納税義務者の不動産の所有期間と居住状況によって異なります。

居住者の場合、不動産の所有期間が1年以内の場合は45%、1年超2年以内の場合は35%、2年超10年以内の場合は20%、10年超の場合は15%の税率が売主に課されます。特定条件を満たす居住者には、最大NT\$400万までの所得が免税となり、超過部分は10%で課税されます。非居住者は、1年以内に購入された不動産を売却する場合には売却益に45%、1年超所有している不動産の売却の場合には売却益に35%課税されます。

課税対象取引の申告は、不動産の名義が正式に買主に移転してから30日以内に、売主が管轄税務当局へ提出しなくてはなりません。不動産売却損が発生した場合、同年度における不動産売却益と相殺できます。相殺しきれない損失は、3年間に渡り繰り越すことが可能です。

## 証券取引所得

2013年より導入された株式売買所得に対する課税は、物議を醸すこととなり、2年後に撤回されました。2016年以降、個人投資家による証券取引の所得は非課税であり、損失は損金になりません。特定の証券については、取引額に対する0.3%の証券取引税が課税されます。

### 配当所得

台湾では従来、配当所得に関してインピュテーション方式（受取配当に対応する法人税額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額からこの加算した金額を控除する方式）を採用してきましたが、2018年にこれを廃止しました。新しい配当所得への課税方法においては、居住者が台湾の企業から受取った配当金については、二つの課税方法のうち一つを選択できます。すなわち、配当所得を課税所得に含めたうえで配当所得の8.5%（上限NT\$80,000）を控除し、累進課税率を用いて税額計算をする方法、または配当所得に一律28%の税率での分離課税の方法のいずれかとなります。また、居住者が受け取る外国企業からの配当は税率20%の代替ミニマム税が課される可能性があります。

非居住者には、台湾企業から得る受取配当金に対し21%の源泉税が課されます。有効な租税協定がある場合、当該源泉税率は軽減される可能性があります。なお、2019年以降、非居住者への配当時に未処分利益課税額を配当源泉税から控除する制度は廃止されました。

## 免税額および控除額

居住者は課税所得を計算する際に、免税額および控除額を適用することができます。これらには免税額、標準および列挙控除、ならびに特別控除が含まれます。非居住者にはいかなる免税額および控除額も適用されません。

### 免税額

2019 年度の免税額は、納税義務者とその配偶者および条件を満たす扶養家族一人当たり NT\$88,000 であり、70 歳以上の場合は一人当たり NT\$132,000 となります。なお、条件を満たす扶養家族とは、納税義務者の 60 歳以上の尊属、20 歳未満の子女、20 歳以上でフルタイムで教育を受けており、納税義務者により扶養されている子女、20 歳以上で障害者もしくは生活が困難な子女を指します。

### 標準控除

納税義務者は、標準控除か列挙控除のどちらか控除額が大きいほうを選択出来ます。2019 年度の標準控除額は、未婚者の場合 NT\$120,000、既婚者の場合には一夫婦あたり NT\$240,000 です。

### 列挙控除

列挙控除の控除対象項目には以下の項目等があり、その合計額には上限はありません。

- 教育、文化、公益、慈善団体に対する寄付の総額：所得額の 20% まで
- 生命保険、労働者保険：1 人当たり NT\$24,000 まで、ただし全民健康保険は上限なし
- 認可された病院やクリニックへ支払った医療費や出産費用：実費（保険給付を受けた金額を除く）
- 災害損失：実費（保険給付を受けた金額を除く）
- 台湾内の住居購入のためのローンの金利：NT\$300,000 を上限とする同一課税年度の受取利息控除後の支払利息額
- 台湾内の住居の賃借料：NT\$120,000 まで

### 特別控除

特別控除項目は以下のとおりです。

- 不動産取引損失：同一課税年度の不動産取引所得額を上限、ただし、控除しきれなかった損失は、その後 3 年間にわたり繰越可能
- 給与所得特別控除：以下①②のいずれか大きいほう
  - ① 1 人当たり年間 NT\$200,000 または給与所得額のいずれか低いほう
  - ② 税法に規定された特定の経費の合計
- 貯蓄・投資特別控除：金融機関からの預金利息および貯蓄性信託の収益額、NT\$270,000 を上限
- 障害者特別控除：1 人当たり NT\$200,000
- 教育費特別控除：大学・短大に在籍している子女 1 人当たり NT\$25,000
- 未就学幼児特別控除：5 才以下の子女 1 人当たり NT\$120,000（一定所得以上の者には不適用）
- 長期介護特別控除：1 人当たり NT\$120,000（一定所得以上の者には不適用）

### 最低生計費

納税者権利保護法により、納税義務者が基本的生活を送るのに必要な金額（最低生計費）については、課税をしてはならないとされています。

最低生計費が、免税額、標準控除（または列挙控除）および特別控除（給与所得および不動産取引損失の特別控除は除く）の合計より多い場合、その差額を課税所得から更に控除することができます。2019 年度の最低生計費は 1 人当たり NT\$175,000 と定められており、本人、配偶者、扶養家族の人数を乗じて計算します。

## 納税管理

台湾における個人所得税の課税期間は1月1日から12月31日です。通常、納税義務者は台湾源泉所得の所得税申告および税額の納税を次年度の5月1日から31日の間で行う必要があり、延期は認められてません。配偶者および扶養家族の所得、免税額および控除額は納税義務者の申告に反映する必要があります。

居住者は、台湾源泉所得について所得税申告を行う必要があります。夫婦ともに居住者の場合には、1世帯として合算申告する必要があります。所得税の計算方法は、全ての所得を合算する方法、非給与所得を合算し給与所得を区分計算する方法、もしくは給与所得および非給与所得の両方を区分計算する方法から選択できます。

外国人の場合、申告義務は滞在日数によって変わり、以下のように整理できます。

- 暦年の台湾滞在日数が90日以下の外国人は、源泉税が課されていない台湾源泉所得（財産の売却もしくは商業取引による利益等）がない限り、台湾から離れる前の所得税申告は不要です。
- 暦年の台湾滞在日数が90日超183日未満の外国人は、どこで支払われたかにかかわらず、台湾源泉所得に関して台湾を離れる前に当該年度の納税・申告するか、もしくは納税代理人を指名し、申告作業を行う必要があります。
- 暦年の台湾滞在日数が183日以上 of 外国人は、翌年の5月31日までに納税・申告が必要です。納税義務者が台湾を離れ、同一年内に戻らない予定の場合、納税義務者は台湾を離れる前に申告を行うか、納税代理人を指名し申告作業を行わなくてはなりません。

## 納税

台湾では、個人所得税額の納税は確定申告の前に行う必要があります。そのため、納税証明書は、確定申告前に取得することになります。台湾払い給与の所得税は、雇用主により源泉徴収され、5月31日の確定申告締め切りまでに追加納税が必要です。管轄税務当局は、全額納付済みの申告書のみ受理します。

## ペナルティー

納税遅延については、未払の納税額に対して納税期限日の翌日から実際に支払われた日付までの利息が科されます。利息は、郵便局の1年物定期貯金の利率により計算されます。

また、過少申告の場合、過少税額の最大2倍の過料が科されます。未申告の場合、税額の3倍以下の過料が科されます。



# 第7章

## 間接税およびその他の税金

|            |    |
|------------|----|
| 営業税        | 61 |
| 貨物税        | 62 |
| 関税         | 62 |
| 土地および不動産税  | 63 |
| 遺産および贈与税   | 63 |
| 特殊貨物および役務税 | 63 |
| 証券取引税      | 63 |
| 印紙税        | 63 |



本章では台湾で会社および個人に課されるその他の主な税金についてご説明いたします。また、この章の記載内容は、TaiwanPocketTaxBook および PwC 台湾ニュースレターに基づき構成されております。詳しくはこちらのリンク [www.pwc.tw/ja.html](http://www.pwc.tw/ja.html) をご確認ください。

## 営業税

営業税は台湾での物品販売や役務提供、海外からの物品輸入に対して課される間接税です。非付加価値型営業税（GBRT）および付加価値型営業税（VAT）の2種類から成り立ちます。

GBRT は、金融機関、特殊飲食業者、小規模営業人に適用されます。売上高に対して 0.1% から 25% の税率で課税されます。業種ごとの税率は、銀行業および保険業は 5%、それ以外のほとんどの金融機関は 2%（本業）もしくは 5%（非本業）で、保険会社の再保険料収入には税率 1% が適用されます。

VAT は一般産業の企業に適用されます。税金は製造や配送の各過程で物品および役務に付加された価値に基づきます。ゼロ税率が免税になる特定の物品や役務以外、現在の VAT 税率は 5% です。輸入物品に関しては、課税申告額、関税その他を加算した総額に対して 5% で課税されます。

仕入税額控除は VAT に限り適用可能です。販売の際、得意先より売上税額を回収し、支払った仕入税額を売上税額から控除し、差額を税務当局に納付します。仮払い超過となった営業税は一定の状況下で還付が可能です。GBRT により支払われた営業税は還付不可です。

## ゼロ税率および免税

特定の物品および役務については、ゼロ税率（0%）が適用されます。これらには、輸出される物品、輸出関連の役務、免税店での販売品、保税区域内の企業向けに販売される物品および役務、国際運輸用の船舶や航空機、沖合の漁業船、それらに提供される物品やメンテナンスサービス、保税区域の企業により販売される特定

の物品が含まれます。また、土地の売却、医療サービスを含む 32 種の物品もしくは役務について営業税が免除されています。また特定の物品輸入も免税となります。免税物品・役務の販売のみを行っている企業は、仕入税額の還付や控除を受けることができません。

## 納税義務者

台湾にて物品や役務を販売する会社は、免除されていない限り、営業税を納付し、販売、出荷もしくは対価の受取の時点で統一發票（GUI）を発行する必要があります。

営業税は輸入物品の荷受人もしくは所有者や、台湾に拠点のない外国企業から役務を購入した購入者にも課されます。ただし、役務購入者（会社）が、ゼロ税率取引または 5% 課税の VAT 課税対象の取引にのみ従事している場合には、輸入営業税を納付する必要はありません。

2017 年 5 月より、台湾の個人に対し年間 NT\$480,000 を超える越境 EC サービスを提供している海外事業者は、VAT のために台湾税務当局に税籍登記を行う必要があります。登録後、VAT の申告および納付、また 2019 年よりクラウド GUI の発行も必要となります。

## 申告および納付

営業人は売上高の有無に関係なく、2 か月間を 1 期として、各奇数月の 15 日までに営業税を申告しなくてはならず、納税も同時に行われます。ゼロ税率の VAT の適用要件を満たしている会社は毎月申告を行うことができます。

台湾内の本社および支社は、各地方の税務当局に別個に申告を行わなくてはなりません。ただし、一定の要件を前提とし、本社の管轄税務当局にてまとめて全社ベースでの納税を行うことも可能です。

## 貨物税

貨物税は、特定の物品（ゴムタイヤ、セメント、飲料、ガラス板、石油・ガソリン、電化製品および車両）を国内製造または輸入した時に課される物品税です。特定の状況下では免税となる物品もあります。貨物税の税率は8%から30%と幅があり、個々の状況下で物品の価値や数量に応じて課税されます。

台湾内で製造される物品は、工場から出荷された際に製造業者に貨物税が課されます。課税標準は、製造業者の工場出荷額からその価格に含まれる貨物税額を控除した金額です。輸入品に対する課税標準は、関税の課税標準に関税を加えた金額です。

貨物税の納税義務者は台湾内製造業者、荷受人、船荷証券保有者もしくは海外からの課税輸入品の所持人です。工場から出荷された物品に対し、翌月15日までに所轄税務局に貨物税の申告および納付を行う必要があります。輸入品についての貨物税は、納税義務者が税関に申告し関税と共に税関に納付します。

## 関税

保税区内への輸入物品のように法律上その課税が免除されている場合を除き、全ての輸入品に関税が課されます。台湾の関税の仕組みは世界貿易機構（WTO）の評価ルールおよび統計品目番号（Harmonized Commodity Description and Coding System、通称「HSコード」）に従っています。

台湾の関税率は、WTO加盟国およびその他台湾と互惠待遇関係を持つ国々に適用される最恵国レート、特惠レート、それ以外の全ての輸入物品に適用される一般レートの3種類のレートにより構成されてます。2018年の輸入品に課税される平均名目関税率は6.39%です。

関税の納税義務者は荷受人、船荷証券保有者もしくは輸入物品の所持人のいずれかです。関税額は、輸入貨物の評価額や数量に従って算出されます。CIFを用いた取引価格が関税評価の主たる評価方法となります。

納税義務者は輸入品が台湾に到着した日から15日以内に税関に輸入申告をしなければなりません。輸入者は事前申告も可能です。輸入申告書には、輸入者の関連者間取引情報を記載する必要があります。関税は納税通知書を受取った日の翌日から14日以内に納付しなくてはなりません。

図表 18：貨物税税率

| 品目      | 税率 / 税額                                             |
|---------|-----------------------------------------------------|
| ゴムタイヤ   | 10%または15%                                           |
| 飲料      | 8% または 15%                                          |
| セメント    | 1 トン当たり NT\$280 ～ NT\$600                           |
| ガラス板    | 10%                                                 |
| 石油・ガソリン | 1 キロリットル当たり NT\$110 ～ NT\$6,830 または 1 トンあたり NT\$690 |
| 電化製品    | 10 ～ 20%                                            |
| 車両      | 15 ～ 30%                                            |

## 土地および不動産税

### 地価税

地価税（LVT）は、各納税義務者の所有する、地方政府により地価が登録されているすべての土地に対して課されます。LVT は使用地により毎年の地価評価額に対し 1 ～ 5.5% の累進税率もしくは土地の用途により定められた特殊税率で課税されます。

### 房屋税

房屋税は、台湾の全建物に対し、建物の分類ごとに定められた税率を用いて課税されます。毎年の不動産評価額に対し、住宅用の場合 1.2 ～ 3.6% で、商業用建物の場合は 3 ～ 5% の税率で課税されます。

### 土地増値税

台湾での土地の売却時には、土地増値税（LVIT）が課税されます。所有期間中の政府による公告地価の増分に課税され、物価調整後、20 ～ 40% の通常累進税率もしくは 10% の特殊税率が適用されます。

### 不動産取引税

不動産取引における売却益に対して 2016 年より分離課税制度が導入されました。2016 年 1 月 1 日以降に取得した不動産、および 2014 年 1 月 2 日以降に購入され、所有 2 年未満の全ての不動産に対して適用されます。課税標準は不動産の取引価格から関連原価・費用および LVIT 評価における地価増値額を差引きます。適用税率は納税義務者の不動産の所有期間と居住状況によって異なります。

2014 年 1 月 2 日以前、または 2014 年 1 月 2 日以前に取得され、所有期間 2 年以上の不動産には旧制度が適用となり、建物売却益には所得税が課され、土地売却益には LVIT が課されます。

### 契約税

契約税は土地増値税の適用外の不動産売買等の際に課税されます。税率は政府による公告地価の 2 ～ 6% です。

## 遺産および贈与税

死亡時に残した遺産に対して遺産税が、財産の贈与を行った際には贈与者に対して贈与税が課されます。台湾人居住者の場合、全世界の資産に対して課税されます。故人もしくは贈与者が定期的に台湾外に居留している台湾人や外国人の場合には、台湾内の資産に対してのみ遺産および贈与税が課されます。現在、課税遺産額または贈与額により、10%、15%、および 20% の累進課税率により課税されます。

### 特殊貨物および役務税

特定の物品および役務の販売、製造および輸入に対し従価ベースで特殊物品および役務税（贅沢税）が課税されます。課税対象項目は、NT\$300 万以上の高級車、自家用飛行機およびヘリコプター、100 フィート以上の長さのヨット、野生動物副産物、高級家具、および NT\$50 万以上の償還権のない会員権です。これらの販売価格もしくは課税額に対して税率 10% を用いて課税されます。

### 証券取引税

特定の種類の証券の取引時には、証券取引税が課されます。その税率は、株券の場合は取引額の 0.3%、その他許可された証券の場合は 0.1% です。社債や金融債の取引、また主に債券投資に使われる上場投資信託の売買は 2026 年末までは課税が免除されています。先物取引に対しては税率 0.0000125% ～ 0.1% の先物取引税が課されます。

### 印紙税

印紙税は、台湾で作成された各種証憑類に対して、印紙税が課されます。その税率は、特定の金銭領収書は 0.4%（入札者による保証金は 0.1%）、動産売買契約書は 1 契約ごとに NT\$12、請負契約書は契約額の 0.1%、不動産の売却、移転および分割に関する契約書は契約額の 0.1% です。なお、政府は 2019 年後半に印紙税の廃止を提案しましたが、実現には立法院による承認が必要です。



# How PwC can help



Our Taipei office



## PwC 台湾について

私たちの目標は社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する事です。

私たちは世界 157 か国に 276,000 人のプロフェッショナルスタッフを擁し、保証業務、税務、アドバイザリーサービスを提供している PwC グローバルネットワークのメンバーです。

PwC 台湾は 1970 年に Chen & Chu という名前で設立され、2020 年に設立 50 周年を迎えます。私たちはその規模や強みを生かして成長し続けており、台湾でプロフェッショナルサービスを提供するリーディングファームの一つとなっています。現在 3,000 名を超すスタッフを 6 つのオフィスに配し、あらゆるサイズやバックグラウンドの上場・非上場企業に対し、産業ごとにフォーカスをあてたサービスを提供しています。

## 台湾での道探し

規模や経験にかかわらず、台湾への初めての進出は、選択肢と挑戦の連続です。拠点設立や外国企業の登録だけで済むものではありません。事業計画を順調に進めるには、実務の側面と長期目線での計画も重要となります。

PwC 台湾は 50 年にわたる台湾での運営により、外国企業や投資家に対して設立や台湾での事業についての手続き面や複雑さをアドバイスしてきた経験を有しています。そのため、私どもは台湾にて拠点設立する際の重要課題に対し、皆さまのご理解を助け、解決のお手伝いをさせていただく事が可能です。

本ガイドの他、私たちは台湾のビジネスと法令環境の情報提供や洞察、また組織が日々の運営で直面する問題等を解説する豊富な情報や出版物（中国語、英語、日本語）を作成しております。これらの資料は私たちのウェブサイト <https://www.pwc.tw/ja.html> からご覧いただけます。

## 私たちのサービス

私たちの経験豊富なスタッフがグローバルネットワークの資源を利用して、皆さまの幅広いニーズにお応えすべく、完全なサポートとソリューションを提供しています。以下のサービス一覧をご覧ください、随時ご相談ください。

## 保証業務関連

- 財務監査およびレビュー
- 税務監査
- SOX・J-SOX コンプライアンス

## 税務関連

- 台湾・国際税務のコンサルティングおよびプランニング
- 中国投資関連税務
- 移転価格
- 社員の台湾外出向に関する税務

## アウトソーシング

- 記帳代行
- 給与計算アウトソーシング
- 源泉徴収票の作成
- 信託および管理業務
- 翻訳

## M&A 関連

- M&A ターゲットの選定サポート
- 財務デューデリジェンス
- 税務デューデリジェンス
- 法務デューデリジェンス
- 株価評価
- M&A・リストラクチャリング関連税務
- 組織再編後の業務の統合サポート
- M&A 関連法務

## 法務業務

- 法律顧問
- 知的財産権に関する戦略の策定、侵害の救済および登録手続き代行
- 税務上・商業上の係争の予防および解決

## 人事関連

- 人材紹介および選定
- 労務関係・商業関係の契約書作成
- 就業規則作成
- 給与・手当制度の構築および見直し
- 人事評価制度の構築および見直し
- 人材管理、専門性の向上およびトレーニング
- 労使間争議処理
- 解雇・退職計画策定サポート
- 個人所得税の申告
- ビザの申請代行

## 不動産関連

- 不動産仲介
- 入札コンサルティング

## その他コンサルティング

- 内部統制コンサルティング
- 業務の標準化・効率化アドバイザリー
- RPA（ロボティックプロセスオートメーション）導入コンサルティング
- リスク管理アドバイザリー
- 事業再生
- 決算早期化アドバイザリー
- IFRS コンバージェンス
- ERP 導入支援
- 上場もしくは店頭公開の指導とプランニング

## コンタクト

### 日本企業部パートナー

奥田健士

Tel: 886-2-2729-6116 (直通)  
kenji.okuda@pwc.com

### 日本企業部ディレクター

王妙五

Tel: 886-2-2729-6666 \_ 内線 23402  
miaw-wuu.wang@pwc.com

### 日本企業部代表電話

伊藤藍

Tel: 886-2-2729-7822  
ai.ito@pwc.com

## 拠点一覧

### 台北

11012 臺北市信義區基隆路一段 333 號 27 樓  
T: +886 2 2729 6666  
F: +886 2 2729 6686

### 桃園

33045 桃園市桃園區中正路 1092 號 30 樓  
T: +886 3 315 8888  
F: +886 3 358 5499

### 新竹

30075 新竹市科學園區工業東三路 2 號 5 樓  
T: +886 3 578 0205  
F: +886 3 577 7985

### 台中

40757 臺中市西屯區市政路 402 號 12 樓  
T: +886 4 2704 9168  
F: +886 4 2254 2166

### 台南

70151 臺南市東區林森路一段 395 號 12 樓  
T: +886 6 234 3111  
F: +886 6 275 2598

### 高雄

80048 高雄市新興區民族二路 95 號 22 樓  
T: +886 7 237 3116  
F: +886 7 236 5631



50 Reimagine the Future

The information in this document is of a general nature only. It is not meant to be comprehensive and does not constitute legal or tax advice. PricewaterhouseCoopers ("PwC") has no obligation to update the information as law and practice change. The application and impact of laws can vary widely based on the specific facts involved. Before taking any action, please ensure that you obtain advice specific to your circumstances from your usual PwC client service team or your other tax advisers.

© 2020 PricewaterhouseCoopers, Taiwan. All rights reserved. In this document, PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

